
令和2年大和町議会3月定例会議会議録

令和2年2月28日（金曜日）

応招議員（16名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	欠員
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	欠員	18番	馬場久雄君

出席議員（15名）

2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	14番	高平聡雄君
5番	槻田雅之君	15番	堀籠日出子君
6番	門間浩宇君	16番	大須賀啓君
7番	渡辺良雄君	17番	中川久男君
8番	千坂裕春君	18番	馬場久雄君
10番	今野善行君		

欠席議員（1名）

1番	千坂博行君		
----	-------	--	--

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	健康支援課長	櫻 井 修 一 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長 兼農業委員会事務局長	遠 藤 秀 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	文 屋 隆 義 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	都市建設課長	江 本 篤 夫 君
総 務 課 長	後 藤 良 春 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 正 義 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 浦 伸 博 君
財 政 課 長	千 坂 俊 範 君	教育総務課長	櫻 井 和 彦 君
税 務 課 長	千 葉 喜 一 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	村 田 良 昭 君	総 務 課 危機対策室長	蜂 谷 祐 士 君
子育て支 援 課 長	小 野 政 則 君	税 務 課 徴収対策室長	遠 藤 眞起子 君
福 祉 課 長	吉 川 裕 幸 君	公 民 館 長	阿 部 昭 子 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 義 則	議 会 事 務 局 長 次	野 田 美 沙 子
議事庶務係長	本 木 祐 二		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時58分 開会前

議長 (馬場久雄君)

皆さん、おはようございます。

改めてお話しするまでもございませんが、今般の報道にありますとおり、新型コロナウイルスの感染が懸念されておりますので、議員、執行部の方々につきましてもマスクの着用を認めますので、よろしくお願いたします。

開会前ではありますが、教育長より報告があります。教育長上野忠弘君。

教育長 (上野忠弘君)

おはようございます。

貴重なお時間を頂きましてありがとうございます。議長さんからお許しを頂きましたので、一言発言をさせていただきます。

今般、新型コロナウイルス関係で学校関係も多々対応をいたしております。今日の午後の全員協議会の中でその関係の話が出ておりますけれども、この席をおかりして、学校関係につきましてお話をしたいというふうに思います。

まず、これまでの教育委員会としましての対応なんですが、まず新型コロナウイルスに関連した感染症対策ということで、学校に対して基本的な感染症対策の徹底、それから日常の健康管理や発熱等の風邪の症状がある場合の対応、適切な環境の保持というふうな通知文を出し、その後、特に児童・生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときには決して無理をさせずに自宅で休養をさせてほしいと。自宅休養した場合の出欠の扱いについては、校長の判断で欠席日数とはせず出席停止の日数として扱うことができることを連絡しております。その後、多くの児童・生徒が集まる活動については、児童・生徒の健康管理の観点から延期できるものは延期する、縮小できるものは縮小する、中止できるものは中止するようお話をし、学校に対応をお願いしてまいりました。

そして、昨日ですが、卒業式に関する打合せを行いまして、次のような4点について確認をしております。

学校における出席者は、卒業生、その保護者、教職員、在校生の代表、関係者の出席は町当局、PTA会長役員、教育委員会、教育委員。卒業証書授与式の時間の短縮。生徒、保護者の座席間隔に配慮をする。また、今後の状況の変化により、その都度連絡するので対応してほしい。なお、PTA会長との連携もよろしくお願したいとい

うふうな文書を、通知を今日出すということで、昨日校長会を開き、お話をしております。

それを進めていた矢先だったんですが、昨日、今朝、新聞報道でもありましたとおり、全国の小・中・高等学校、特別支援学校の臨時休業の要請に関する報道が流れました。昨夜の18時50分の報道が初めてだったかと思います。昨夜19時30分に管内教育長会議のほうの会長のほうと連絡を取りまして、県に確認したところ、県には情報は一切入っていないと。県も報道を見て初めて知って、今情報収集を行っている最中なので、明日まで指示等については待ってほしいというふうな回答でした。明日というのは今日です。ここに来る前に県に連絡したんですが、今、朝から対応についての会議を行っている最中だというふうな連絡がございました。町としてはその方針を受けて、すぐ動ける準備を現在整えております。

基本的に大和町教育委員会としましては、国の要請を受け、文科省の通知を尊重し、対応していきたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願いしたいと思います。

なお、大変申し訳ないんですが、これから臨時校長会、あるいは県との連絡等ございますので、今日は中座させていただきますので、ご了解願いたいと思います。ありがとうございました。

議 長 （馬場久雄君）

ただいま報告がありましたが、急遽県庁での打合せがあるとのことでありますので、ここで退席となります。議員各位にはご了承を願います。

議会事務局長 （浅野義則君）

皆さん、改めまして、おはようございます。

会議に入る前に議長から表彰状の伝達をさせていただきます。

去る2月6日に在職27年以上で全国町村議会議長会より中川久男副議長、大須賀啓議員が、同じく在職15年以上で全国町村議会議長会並びに2月14日に宮城県町村議会議長会より、平渡高志議員が地方自治功勞により表彰を受けられました。

ここで、表彰状の伝達をさせていただきます。

受賞者のお名前をお呼びいたしますので、前に進んでお受け願います。中川久男様。

議 長 （馬場久雄君）

表彰状、宮城県大和町、中川久男殿。

あなたは町村議会議員として、長年にわたり地域の振興・発展及び住民福祉の向上に尽くされた功績は、誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

令和2年2月6日、全国町村議会議長会会長松尾文則。

代読でございます。大変おめでとうございます。

議会事務局長（浅野義則君）

大須賀 啓様。

議 長（馬場久雄君）

表彰状、宮城県大和町、大須賀 啓殿。

あなたは町村議会議員として、長年にわたり地域の振興・発展及び住民福祉の向上に尽くされた功績は、誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

令和2年2月6日、全国町村議会議長会会長松尾文則。

代読でございます。大変おめでとうございます。

議会事務局長（浅野義則君）

平渡高志様。

議 長（馬場久雄君）

表彰状、宮城県大和町、平渡高志殿。

あなたは町村議会議員として、多年にわたり地域の振興・発展に寄与せられたその功績は、誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

令和2年2月6日、全国町村議会議長会会長松尾文則。

代読であります。大変おめでとうございます。

表彰状、大和町、平渡高志殿。

あなたは大和町議会議員として、多年地方自治の振興・発展に尽力され、その功績は誠に顕著であります。よって、ここに記念品を贈り、表彰します。

令和2年2月14日、宮城県町村議会議長会会長大橋昭太郎。

代読になります。おめでとうございます。

議会事務局長（浅野義則君）

おめでとうございます。

ここで、馬場議長からお祝いの言葉がございます。

議長（馬場久雄君）

お祝いの言葉を申し上げます。

本日、令和2年大和町議会3月定例会議の開会に当たり、議員各位のご臨席のもと、去る2月6日に全国町村議会議長会より、中川久男副議長、大須賀 啓議員が、同じく全国町村議長会並びに2月14日に宮城県町村議会議長会より平渡高志議員が、地方自治功勞により表彰されました。誠にありがとうございます。議会を代表いたしまして、一言お祝いの言葉を申し上げます。

表彰を受けられました議員各位におかれましては、長年にわたり地方議会議員として在職され、豊かな識見と尊い経験、そして卓越した手腕をもって地方自治の発展に貢献されました。そのご功績に対して表彰に浴されたのであります。このことは、本人はもとより議会の名誉でもあります。

ここに町政発展と住民福祉の向上に寄与されましたご功績に対しまして、衷心より敬意と祝意を申し上げます。大変おめでとうございます。

受賞者各位におかれましては、今後一層ご自愛の上、地方自治の限りない進展のためにご活躍されますよう心からご祈念を申し上げ、簡単ではありますが、お祝いの言葉とさせていただきます。

令和2年2月28日、大和町議会議長馬場久雄。

おめでとうございます。

議会事務局長（浅野義則君）

ここで、受賞されました3名の議員を代表いたしまして、中川副議長より御礼のご挨拶があります。

17番（中川久男君）

受賞者を代表いたしまして、一言感謝の言葉を申し上げたいと思います。

このたび私ども3名の議員が全国町村議会議長会より、また平渡議員が宮城県町村議会議長より自治表彰の栄に浴することができました。このことは、長い間私たちの議員活動を支えていただきました多くの町民の皆様のご支援、議員様のご協力、そして町執行部の皆様のご指導によるものと深く感謝を申し上げます。

また、先ほど馬場議長から身に余るお言葉を賜り、誠にありがとうございました。

今回の受賞をばねに、今まで以上に誠心誠意努力し、研さんを積んでまいりる覚悟でございますので、今後変わらぬご支援、ご協力、そしてご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

最後に、本議会のますますの活性化と充実、そして大和町の限りない発展をご祈念申し上げます、御礼のご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

議会事務局長（浅野義則君）

ありがとうございました。

以上で表彰状伝達式を終わります。

午前10時14分 再 開

議長（馬場久雄君）

改めまして、おはようございます。

ただいまから令和2年大和町議会3月定例会議を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議長（馬場久雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番門間浩宇君及び7番渡辺良雄君を指名します。

日程第2「議会期間の決定について」

議長（馬場久雄君）

日程第2、議会期間の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会議の議会期間は、本日から3月12日までの14日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議会期間は本日から3月12日までの14日に決定しました。

「諸般の報告」

議 長 （馬場久雄君）

諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しているとおりで。ご了承願います。

「施政方針の表明」

議 長 （馬場久雄君）

ここで、町長より施政方針の表明があります。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

皆さん、おはようございます。

3月定例会議開催に当たりましてご挨拶を申し上げたいと思います。

本日ここに、令和2年大和町議会3月定例会議の再開に当たり、令和2年度行財政運営の考え方と一般会計当初予算案を初めといたします諸議案の概要についてご説明申し上げますので、よろしく願いいたしたいと思います。

初めに、ただいま馬場議長から披露がございましたが、平成4年から議会議員として長きにわたり在職され、地方自治の振興・発展にご貢献されましたご功績により、全国町村議会議長会から表彰を受けられました中川久男副議長、大須賀 啓議員、また平成16年から議会議員として地方自治の振興・発展にご貢献されましたご功績により、全国町村議会議長会並びに宮城県町村議会議長会から表彰を受けられました平渡高志議員には、誠におめでとうございませう。町民を代表いたしまして心からお祝いを申し上げますとともに、今後ますますのご活躍をご祈念申し上げます次第でございませう。大変おめでとうございました。

さて、本町は町制施行65周年を迎えますことから、様々な記念事業を予定しているところでございます。まず、4月19日にはまほろばホールを会場に記念式典を開催し、功労表彰、特別表彰のほか記念演奏会を開催してまいります。翌週の26日には冠事業として例年開催しておりますまほろば夢ステージ、「三山ひろしコンサート」を開催し、記念ムードを盛り上げたいと考えております。

また、記念事業の一つとして、仮称であります。七ツ森ハーフマラソン大会を10月に実施するため、関係機関との協議を進めております。折しも富谷市が宿場町富谷宿開宿400年の記念の年でもありますことから、両市町の記念の年、そして東京オリンピック・パラリンピック開催記念といたしまして、共同開催いたすものでございます。このほか例年開催しております行事等につきましても、冠事業とすることによりまして、記念の年であることを広く周知してまいりたいと考えております。

次に、我が国の政治経済の状況であります。政府は1月の月例経済報告では、輸出は引き続き弱含みの中で、製造業を中心に弱さが一段と増しているものの、緩やかに回復していると景気の総括判断を据え置いておりましたが、2月に発表された昨年10月から12月期の国内総生産、GDP速報値は、実質で前期比1.6%減、年率換算では6.3%減となり、5四半期ぶりのマイナス成長となったとのことであります。昨年10月の消費税増税に加えて、台風被害や暖冬による需要減が影響したと言われておりますが、前回の消費税増税時に7.4%減であった平成26年4月から6月期以来、5年半ぶりの大きなマイナス成長であります。

昨年4月から12月期決算を公表した3月期決算上場企業では、純利益予想を下方修正する企業も相次いでおります。今年に入って顕在化した中国武漢で発生した新型コロナウイルスによる肺炎の感染が拡大し、終息の見通しは立たない状況でありますことから、サプライチェーンへの影響もあって、さらに業績の下振れリスクが懸念される所であり、本町としても、税収等への影響を注視していかなければならないと考えております。

国の令和2年度予算は、新経済・財政再生計画に沿った予算として、消費税増収分を活用した社会保障の充実、経済対策の着実な実行、歳出改革の取組の継続により、経済再生と財政健全化を両立する予算となりました。

予算のポイントとしては、全世代型の社会保障制度の構築に向けて、高等教育の無償化、予防健康づくりの取組など、教育・医療・介護分野の充実を図り、経済対策を実行するため、1月に成立した補正予算に加えて、本予算でも臨時特別の措置を計上し、個人消費を切れ目なく下支え、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策

を着実に実行することとされております。

その結果、国の一般会計予算の概算規模は総額102兆6,580億円で、前年度に比べ1兆2,009億円、1.2%増となり、歳入において税収は前年度比1兆180億円増の63兆5,130億円を見込み、臨時特別の措置を加えた一般歳出の規模は63兆4,932億円で、前年度比2.5%増となっております。

また、地方財政対策につきましては、地方が人づくり革命の実現や地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災に取り組みながら安定的な財政運営を行うため必要となる一般財源総額について、前年度と同水準を確保しつつ、地方法人課税の偏在是正財源を活用した歳出の計上、臨時財政対策債の発行を抑制し、残高を縮減する財政健全化の措置も取られたところであります。

次に、町の令和2年度の予算編成について申し上げます。

予算編成は、昨年10月30日に開催いたしました予算編成説明会において方針を示すことによりスタートしたものでありますが、今年度も令和2年度から3年間の財政見通しを策定し、単年度ごとの政策、事業執行に加え、町課題への対応、検討を、複数年度の財政状況を踏まえて計画的な対策、対応を図ることとしたものであります。

また、基本方針につきましては、国の予算編成や地方財政対策、社会保障・税一体改革など、制度改革に対してその動向の把握に努め、迅速かつ的確な対応を図ることとしたものです。

まず、本町の歳入予算の根幹であります町税につきましては、法人町民税の減少を見込んでおり、この影響で地方交付税は普通交付税が交付団体へ戻ることを見込んだものとなっております。一方、歳出においては、地域発展に向けた取組が徐々に実を結ぶ中、幼児教育・保育の無償化や社会保障に要します歳出は増加している状況であります。さらに、第4次総合計画に基づく事業を主眼にした施策の展開のほか、維持補修費等の施設の老朽化による費用も増加傾向にあり、加えて各費目に消費税増税の平年度化による増加も見込んでいるところでございます。

編成いたしました予算を通して新年度の町財政を見ますと、歳入面では令和元年度の実績から推計しまして、個人町民税は約6,300万円の増加を見込んでおりますが、法人町民税は法人税割の税率引下げ及び企業業績の動向を考慮したところ、約12億円の減少となる見通しであります。一方、固定資産税においては、企業の設備投資が引き続き堅調でありますことから、約3億2,700万円の増加を見込んでおります。他の税目はほぼ横ばい状態であり、町税全体では前年度当初予算に比較して、7億8,813万1,000円減の54億4,458万円を計上いたしております。

地方譲与税及び各種交付金につきましては、前年度の収入状況や県からの試算により計上いたしておりますが、地方法人課税の偏在是正措置の一環として創設された法人事業税交付金を新たに計上いたしております。

地方交付税につきましては、普通交付税が法人町民税の減少による基準財政収入額減少の影響により、交付団体となる見込みから7,000万円を計上し、特別交付税は1億8,000万円を見込み、震災復興特別交付税につきましては、東日本大震災復興特別区域法に基づく課税免除及び国庫補助事業の地方負担について、5億7,500万円の見込みにより、全体では約9,500万円増の8億2,500万円を計上いたしております。

国庫支出金につきましては、民生費負担金、災害復旧費負担金などの増額により、約4億5,600万円増の17億2,882万3,000円を、また県支出金は民生費負担金の増額により、約1億600万円増の7億9,939万7,000円を計上いたしたところであります。

繰入金につきましては、基金繰入金が財政調整基金から約7億2,100万円、防衛施設周辺調整交付金基金から9,000万円のほか、3基金からの繰入れを措置いたしております。

また、町債につきましては、土木債、臨時財政対策債などを計上いたしており、前年度の未計上から皆増の6億9,040万円といたしたところでございます。

次に、歳出につきましては、重点事業や主な施策についてご説明申し上げます。

最初に、「教育と子育て環境に誇れる町へ！」であります。

吉岡小学校の現校舎につきましては、昭和46年に建設され、既に48年が経過し、老朽化が著しく進んでおり、増加する児童への対応にも困難な状況でありますことから改築事業に着手することとし、基本設計費を計上いたしたところであります。

また、みやぎ環境交付税を活用しました小野小学校屋内運動場照明器具のLEDへの交換を実施してまいります。

次に、学習の場の提供と自然豊かな環境の中での「志」を高めるひとづくりプロジェクト事業として、土曜学習「まほろば塾」、夢と希望と志を語る会、ユメセン事業、志まなび塾を引き続き実施してまいります。

また、学校図書支援員、学習支援員の配置のほか、外国語指導助手招致事業は、令和元年度から指導助手を3人から6人に増員し、令和2年度から全面実施される小学校の英語教育必修化に対応するための英語指導強化を図っており、児童・生徒の学習環境のさらなる充実と学力向上のための総合的な支援も継続してまいります。

学校給食につきましても、適正な栄養価の摂取を図るために材料費は増加しておりますが、給食費納付金は保護者の負担を考慮して据置きとし、さらにおいしく栄養価

の高い学校給食への支援充実のための予算の計上をいたしております。

子育て環境の充実強化につきましては、昨年10月から始めました幼児教育・保育の無償化が平年度化することから予算額は増額となっております。また、保険診療の自己負担金を18歳まで助成するあんしん子育て医療費助成事業のほか、認可外保育施設利用者補助事業、児童支援センター運営事業、児童館や放課後児童クラブ運営事業などを引き続き実施して、安心して子育てができる環境の確保を図ってまいります。

私立保育園運営事業につきましては、4保育園に対しての運営費及び助成事業を行いますほか、保護者の就業状況を問わず、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園、保育所を整備いたします学校法人に対する補助金を計上し、待機児童を出さない安定した保育環境の整備を進めてまいります。

また、新規事業といたしまして、妊娠を望み不妊治療を受けている夫婦に対して経済的、精神的な負担を軽減するために特定不妊治療費の助成事業を実施することとして関係予算を計上いたしております。

次に、「若者や高齢者が働くことや生きがいにチャレンジしやすい豊かで輝くまちへ！」についてでございます。

まず、地域経済の持続的成長の促進につきましては、引き続き企業誘致活動を積極的に展開し、就労の場の確保や財政基盤の確立を図ってまいります。

農業振興に関しましては、主食用米の需給調整と転作作物の推進を図るための水田農業対策事業、農地・水・環境の良好な保全と資質向上を図る多面的機能支払交付金事業、中山間地域の耕作放棄地の防止、解消を図る中山間地域等直接支払交付金事業などに継続的に取り組んでまいります。

また、新規事業といたしましては、農地の効率的な利用促進と生産性の高い農業の確立を図るため、農地及び農業施設の維持補修整備を行う農業者や生産団体等に対して、費用の一部を助成する農業環境整備事業費補助金を新設することとしております。

有害鳥獣対策につきましては、例年実績に応じて補正措置としていた捕獲報償費、手当の負担金を当初予算に計上いたしたほか、引き続き被害防止柵等の購入に対する補助を実施してまいります。

林業振興といたしましては、民有林育成対策事業に引き続き取り組むほか、県営事業として仙台市と大和町にまたがり施行される（仮称）七ツ森湖泉ヶ岳線林道新設整備事業に取り組んでまいります。

次に、「移住・定住、そして観光を促進し、みんなが集う賑わいのあるまちへ！」についてであります。

まず、移住・定住で人口増加に関しましては、周辺地域の人口流出や児童数の減少に歯止めをかけるための子育て支援住宅整備事業であります。

令和元年度に住宅建設を行いました吉田・鶴巣住宅につきましては、現在入居者を募集しておりますが、吉田地区につきましては、募集3戸の入居が内定いたしております。鶴巣地区につきましては、募集要件に制限がありますことから、募集8戸のうち内定は1戸にとどまっております、引き続き募集を行っているところであります。

落合地区につきましては、2棟16戸の住宅建設費を、宮床地区は敷地造成費を計上いたしております。

また、空き店舗を活用する店舗物件取得・改修事業によりまして、商店街の活性化を図るとともに、新たな工場用地となりますリサーチパーク北——岩倉地区でございますが——の整備に伴う公共施設として公園設置を実施してまいりますし、吉岡西部地区の整備につきましても積極的に取り組んでまいります。

観光と賑わいのあるまちへについては、観光案内の拠点として吉岡宿本陣観光案内所を引き続き設置し、大和町への積極的な来訪者の呼び込みとおもてなしを行うとともに、七ツ森の観光案内板及び山頂の標柱を改修してまいります。

交通利便性の向上といたしましては、町民バスの停留所増設とデマンドタクシーの運行形態見直しを行い、利用エリアを拡大して4月から実施してまいりますので、多くの方々のご利用を期待しております。

また、交通弱者への対応としては、高齢者福祉タクシー事業及び障害者への福祉タクシー助成事業を引き続き実施してまいります。

交通基盤の充実強化に関しましては、町道維持管理として補装修繕、側溝修繕を行うほか、道路改良事業では、町の町単独事業として町道西小路線ほか1路線を、国交省交付金事業として悟溪寺橋の橋梁修繕、町道小鶴沢線の舗装改良、防衛省交付金事業として町道長尾線の道路改良、天皇寺地区の排水路整備工事のほか、町道流通平4号線の測量設計費等を計上いたしております。

次に、「健康と福祉の充実で笑顔あふれるまちへ！」であります。

まず、包括支援センターの民間委託につきましては、公募、選考審査を経て、事業者と委託契約を締結し、現在町から事業者へ委託する事業の引継ぎを行っており、4月の業務開始に向けての準備を進めております。

病後児保育につきましては、3月までに保育施設の実施設業務が完了する予定であり、令和3年度からの開設を目指して、新年度には建設工事に着手してまいります。

障害福祉につきましては、自立支援給付事業、地域生活支援事業を実施するとともに

に、次期の第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の策定を進めてまいります。

健康づくりにつきましては、母子保健事業や健康たいわ21プラン推進事業、栄養改善事業等を継続して実施し、生活習慣病の予防に関する知識の普及、啓発や町民の皆様の健康を支え守るための社会環境の整備を図ってまいります。

新規事業といたしましては、スマートフォンの特性を生かして、出産、育児をサポートする電子母子健康手帳を導入してまいります。

介護保険事業関係では、介護サービスの需要量、供給量の予測等を行い、保険事業の円滑な実施を図るため、第8期事業計画を策定してまいります。

そのほか本庁舎窓口への手話通訳者並びに生活保護相談員につきましても引き続き配置を図り、来庁される方々のご不便の解消を図ってまいります。

次に、「災害・防犯・交通に安全安心なまちへ！」であります。

初めに、子供と高齢者の交通安全につきましては、宮床中学校のスクールバス乗降場の設置に向けて実施設計費を計上し、小野小学校の通学路となっている町道の歩道区画カラー舗装を引き続き実施してまいります。

また、高齢者の交通安全対策は、安全・安心まちづくり事業としてアクセル踏み違え防止装置等助成事業を設けて、高齢者の交通事故防止を図ってまいります。

災害・防犯対策につきましては、国等の要請を受けて国土強靱化地域計画の策定に着手することとしておりますし、防犯対策としての防犯カメラの設置につきましては、これまで設置しました8基に加えて2基を増設することとしております。

最後に、「そして未来のたいわに向けて」であります。

平成20年度に策定した第4次総合計画につきましては、計画期間を平成35年度（令和5年度）としておりましたが、その後の企業立地や人口増加を反映するために中間年次の平成27年度に改定をしたところではありますが、町を取り巻く状況は刻一刻と変化を遂げており、さらなる企業の立地が見込まれる中、社会的な趨勢としては人口減少に直面することが予想されていることから、将来的にも元気なまちたいわを継続していくため、前倒しで令和2年度から2か年度で第5次総合計画を策定し、未来のたいわに向けた準備を進めてまいります。

以上が令和2年度の主要施策の概要であります。経常的な施策事業につきましても併せて措置しているところであります。

これらの内容を盛り込みました一般会計当初予算額の概要であります。一般会計予算総額は119億7,400万円で、前年度に比較し8億6,400万円、7.8%の増となったところであります。

次に、特別会計予算について申し上げます。

国民健康保険事業勘定特別会計及び介護保険事業勘定特別会計につきましては、両会計ともに保険給付費の増額となっております。

財産区特別会計につきましては、3財産区会計ともそれぞれ所要の措置をいたしておりますが、吉田財産区特別会計には森林研究・整備機構との分収造林に係る管理等の経費を措置いたしております。

奨学事業特別会計は、経済的な理由により就学が困難な方への貸付金について所要の措置をいたしております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金について所要の措置をいたしております。

下水道事業特別会計につきましては、汚水及び雨水に係るストックマネジメント策定経費やマンホール浮上防止工事費を措置し、農業集落排水事業特別会計及び戸別合併処理浄化槽特別会計につきましては、施設の維持管理経費を措置するものであります。また、下水3会計につきましては、令和5年度までに公営企業会計への移行を求められておりますことから、地方公営企業法適用支援の経費を計上いたしております。

水道事業会計につきましては、安全・安心、安定的な給水に資するよう維持管理経費のほか、配水管布設替え、機械電気設備の更新事業、配水管網強化整備に要する経費を措置いたしました。

水道事業会計を除く令和2年度の各種会計予算の総額は176億5,081万円となり、前年度当初予算と比較して8億9,584万3,000円、5.3%の増となったところであります。

以上が令和2年度当初予算の概要でございます。

次に、令和元年度補正予算について申し上げます。

議案第18号の一般会計は、補正額1億8,885万1,000円を減額し、総額を132億2,656万5,000円といたすもので、各費目におきまして人件費の調整、執行額の確定、契約の差金、事業費の精算調整によります減額措置をいたしましたほか、総務費では医療費助成に係る防衛施設周辺整備交付金基金への積立金などを措置するものであります。

民生費では、実績見込みによるあんしん子育て医療費、母子父子医療給付費を追加措置し、衛生費は、台風による浸水被害米に係る災害廃棄物処理費用を追加し、農林水産業費は有害鳥獣駆除の実績見込みによる負担金の追加措置、教育費は国の補助予算による事業であります校内通信ネットワーク及び電源キャビネット整備事業経費を追加措置し、災害復旧費には、共同利用施設の復旧、小災害補助等に係る経費を追加するものであります。

これらの財源措置といたしましては、町税 2 億5,900万円、国庫支出金 1 億3,806万7,000円、県支出金 1 億5,743万8,000円、町債 2 億8,540万円などを追加し、繰入金 9 億9,935万4,000円、諸収入4,728万円などの減額対応といたしております。

また、議案第19号から議案第29号までの特別会計等の補正予算につきましても所要の措置を講じております。

次に、本日提出しております予算以外の議案について、その概要をご説明申し上げます。

議案第 5 号は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例につきまして、関係法律の一部改正法の施行に伴い所要の改正を行うもの。

議案第 6 号は、固定資産評価審査委員会条例につきまして、引用法律の一部改正に伴い所要の改正を行うもの。

議案第 7 号は、職員のサービスの宣誓に関する条例につきまして、会計年度職員制度の導入に伴い所要の改正を行うもの。

議案第 8 号は、非常勤消防団員の定員、任免、給与、サービスに関する条例につきまして、報酬額の見直しを行うもの。

議案第 9 号は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につきまして、費用弁償の支給等を規則に委任する改正を行うもの。

議案第10号は、会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備等に関する条例につきまして、改正規定の修正を行うもの。

議案第11号は、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の引用条文に条ずれが生ずることから所要の改正を行うもの。

議案第12号は、印鑑の登録及び証明に関する条例につきまして、事務処理要領の改正に伴い所要の改正を行うもの。

議案第13号は、敬老祝金等支給条例につきまして、事務の運用に即して所要の改正を行うもの。

議案第14号は、道路占用料等条例につきまして、道路法施行例の一部改正に伴い、占用料等の改正を行うもの。

議案第15号は、下水道条例につきまして、現在の都市下水路を公共下水道雨水施設に位置づけて都市下水路条例を廃止し、所要の改正を行うもの。

議案第16号は、ふるさと創生基金条例につきまして、設置目的が果たされたことから廃止するもの。

議案第17号は、農村環境保全基金条例につきまして、経費に充てる運用収益が得ら

れないことから廃止するものであります。

以上が令和2年度に執行いたします町政の基本方針と提出議案の概要であります。今会議期間中に契約及び人事に係る議案を追加させていただき予定としておりますので、あらかじめご了承をお願い申し上げます。

何とぞよろしくご審議を頂きまして、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

ここで暫時休憩します。

再開は午前11時からといたします。

午前10時52分 休 憩

午前11時01分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3 「議案第5号 大和町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 4 「議案第6号 大和町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」

日程第 5 「議案第7号 大和町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 6 「議案第8号 大和町非常勤消防団員の定員、任免、給与、サービスに関する条例の一部を改正する条例」

日程第 7 「議案第9号 大和町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 8 「議案第10号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 9 「議案第11号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」

- 日程第10「議案第12号 大和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第11「議案第13号 大和町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例」
- 日程第12「議案第14号 大和町道路占用料等条例の一部を改正する条例」
- 日程第13「議案第15号 大和町下水道条例の一部を改正する条例」
- 日程第14「議案第16号 ふるさと創生基金条例を廃止する条例」
- 日程第15「議案第17号 大和町農村環境保全基金条例を廃止する条例」
- 日程第16「議案第18号 令和元年度大和町一般会計補正予算」
- 日程第17「議案第19号 令和元年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第18「議案第20号 令和元年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第19「議案第21号 令和元年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」
- 日程第20「議案第22号 令和元年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」
- 日程第21「議案第23号 令和元年度大和町落合財産区特別会計補正予算」
- 日程第22「議案第24号 令和元年度大和町奨学事業特別会計補正予算」
- 日程第23「議案第25号 令和元年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」
- 日程第24「議案第26号 令和元年度大和町下水道事業特別会計補正予算」
- 日程第25「議案第27号 令和元年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」
- 日程第26「議案第28号 令和元年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」
- 日程第27「議案第29号 令和元年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第3、議案第5号 大和町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例から日程第27、議案第29号 令和元年度大和町水道事業会計補正予算までを一括議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。総務課長後藤良春君。

総務課長 (後藤良春君)

それでは、議案書1ページをお願いいたします。

議案第5号です。大和町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この条例は、情報通信技術の利用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律によるものでございます。

条例の題名について、法律名の改正に合わせて、大和町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例に改めるものでございます。

第1条、目的です。

改正される法律の条文に倣い、目的の内容を改正するもので、「町の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し」を、「情報通信技術の便益を享受できる社会が実現されるよう、情報通信技術を活用した行政の推進について」に、「行うことができるようにするための共通する」を、「町の機関に係る手続等を行うために必要となる」に。次に、「に資する」を、「を図り、もって町民生活の向上に寄与する」に改めるものでございます。

第2条、定義は、法律改正に伴い、条例文の字句を改正するものでございます。

第3条、電子情報処理組織による申請等については、第1項、第2項、第3項までは法律条文の改正に合わせて字句の改正をするものと、第4項、第5項につきましては、情報処理組織を明文化するとともに電子情報処理組織を使用する方法、電子処理組織を使用した個人番号カードの利用や申請等の手数料納付について、電子情報処理組織を使用する方法を規定等で定めるものをもってすることができることや、電子処理情報組織を使用することが困難か不相当と認められる部分がある場合に規定等で定めることができるように明記、改正するものです。

3ページをお願いいたします。

第4条、電子情報処理組織による処分通知等、第1項は、通信等を受けることが電子情報処理組織を使用する方法で受ける旨の規定等で定める方法による表示をする場

合に限ることを規定で定め、規定するものです。

第2項から第4項は、法律改正に伴い条文の字句を改正するものでございます。

第5項は、電子情報処理組織を使用する場合の署名等については、当該条例等の規定に関わらず氏名、名称を明らかにする措置であって、規定で変えることができることや、電子情報処理組織を使用することが困難か不相当と認める部分がある場合には、本人確認や原本交付に関する以外の通知は電子処理情報組織により行うことができるとする規定を新たに追加するものでございます。

4ページをお願いします。

第5条、電磁的記録による縦覧等でございます。

第5条第1項及び第2項の改正は、今回の法律の改正に合わせて字句の改正を行うものでございます。

5ページをお願いいたします。

第6条、電磁的記録による作成等です。

第1項から第3項までの改正は、法律の改正に合わせて字句の改正を行うものでございます。

6ページの下段をご覧ください。

改正前の7条につきましては第10条とし、7ページになりますが、改正前の8条は第11条に改正するものでございます。

もう一度5ページをお願いいたします。

第7条、適用除外は、電子情報処理組織を使用する方法等により行うことが適当でないものとして規定等で定めるものでございます。

6ページをお願いします。

第8条、添付書面等の省略は、町の機関が個人番号カードの利用の規則等で定めるものにより、直接または電子情報処理組織を使用して当該書面等により確認すべき事項の情報を入手し、参照することができる場合には添付書類を不要とする規定を新たに追加するものでございます。

第9条、情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正は、住民が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力や利用の機会における格差の是正を図るために必要な政策を講ずると町の努力義務に関する規定を新たに追加するものでございます。

第10条です。情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表は、法律改正に伴い字句の改正を行うものでございます。

7ページをお願いいたします。

附則です。この条例は、公布の日から施行をし、令和元年12月16日から適用するものでございます。

以上でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

議案第6号でございます。大和町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例です。

これも情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律によるものでございます。

第6条、書面審理、第10条、手数料の額等は、法律改正に伴い引用する法律名を改正するとするものと、法律の条文、繰下げに合わせまして条例中の引用している箇所を改正するものでございます。

9ページをお願いいたします。

附則です。この条例は、公布の日から施行をし、令和元年12月16日から適用するものです。よろしくをお願いいたします。

10ページをお願いいたします。

議案第7号です。

大和町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正するものでございます。

第2条、サービスの宣誓は、会計年度任用職員のサービスの宣誓については、規定に関わらず任命権者が特段の定めをすることができることを追加し、職員とは別に扱うものでございます。

附則です。この条例は、令和2年4月1日から施行をするものです。よろしくをお願いいたします。

次に、11ページをお願いいたします。

議案第8号でございます。

大和町非常勤消防団員の定員、任免、給与、サービスに関する条例の一部を改正するものです。これは、さきに全員協議会で説明した内容でございますので、よろしくをお願いいたします。

別表第1（12条関係）中の年額の報酬額を、団長「18万2,000円」を「18万6,000円」に、副団長「14万7,000円」を「15万1,000円」に、分団長「11万1,000円」を「11万4,000円」に、本部長、副分団長を「9万6,000円」を「9万8,000円」に、部

長「6万9,000円」を「7万1,000円」に、班長「6万円」を「6万2,000円」に、団員「3万3,000円」を「3万4,000円」に、自動車ポンプ取扱者を「2万8,000円」から「2万9,000円」に、小型可搬ポンプ取扱者を「9,000円」から「1万円」に改定するものでございます。

附則です。この条例は、令和2年4月1日から施行をするものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

議案第9号でございます。大和町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第27条、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の第2項、「常時勤務を要する職を占める職員の例による。ただし、この支給単位による一定の期間における通勤回数が少ないものとして規則で定める者については、規則で定める基準に従い、通勤に係る費用弁償を支給する」を「規則で定める」に改めるものでございます。

改定の理由につきましては、当初支給日は職員と同様に毎月21日に支給を予定しておりましたが、前月分の費用弁償が次の月の21日支払いになりますと、支給されるまでの間が長くなるために、職員とは別に早く支給するように改定するものでございます。

附則でございます。この条例は、令和2年4月1日から施行をするものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。

議案第10号でございます。会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この条例に関しましては、12月定例会議、議案第96号で議決を賜りました案件ではありますが、その後、総務省から通知があり、改正するものでございます。

なお、12月定例議会で令和2年4月1日から施行をすることで議決を賜り、施行前でありますので、このようなちょっと見づらいような書き方になりましたので、ご承知願いたいと思います。

まず、右の改正前の欄が12月の定例会議時の改正文書となりますが、このときは第5条、補償基礎額の第4号を第5号とし、第3号の後に新しく第4号を追加する改正を行ったものでございます。この後、この改正内容に関しまして総務省から改正する通知があり、左側の大きな改正後の枠内のように改正するもので、改正前の第5条第4号は改正の通知により改正は不要となったことから、改正前、改正後において改正がなかったように改め、第4号の次に第5号とし、「給料を支給される職員 法第2

条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が町長と協議して定める額」と新たに追加する改正を行うものでございます。

14ページになりますが、附則についても改正をするものでございます。

従来の施行期日に関する規則を第1項として提出した施行期日を加えます。

附則第2項として新たにこの条例による改正後の大和町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以降に発生した事故に起因する公務上の災害または通勤による災害に係る補償について適用すると経過措置に関する規則を追加するものでございます。

附則です。この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

次に、15ページをお願いいたします。

議案第11号でございます。地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例でございます。

第1条、大和町監査委員条例の一部を改正する条例と第2条の昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく責務の免除に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法の改正に伴いまして、関係する条例の引用箇所を改正するものでございます。

次に、第3条でございます。

大和町水道事業の措置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、引用箇所を改正することに加えまして、平成14年の法改正により項のずれがありまして、今回併せて改正するものでございます。

附則です。この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

それでは、続きまして17ページをお願いします。

議案第12号でございます。大和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

改正の概要といたしましては、総務省からの通知によりまして、成年被後見人等の

権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、条例を改正するものでございます。

第2条第2項第2号の「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」とするものでございます。

また、併せて文言の整理により、第6条の文言の一部を第3条第3項に移したものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

福祉課長吉川裕幸君。

福祉課長 （吉川裕幸君）

続きまして、議案第13号でございます。

議案書19ページをお願いいたします。

議案第13号 大和町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

改正の趣旨といたしましては、事務の運用に即した所要の改正を行うものでございます。

敬老祝金の支給につきましては、これまで基準日の9月1日現在、町内に住所を有し、引き続き1年以上居住する方に対し支給をしており、現行の第5条におきまして、支給日の前日までに死亡、町内に住所を有しなくなった場合は祝金を受ける権利が消滅する規定がございますが、これまでの運用といたしまして、基準日の9月1日現在、1年以上居住していれば敬老祝金を支給している現状でございます。

今後敬老祝金の支給に当たりまして、第5条の規定を適用させることにつきましては、これまでの経緯もございまして、支給対象者に取りまして不利益につながることも考えられるため、実情に合わせた改正を行うものであります。あわせまして、その他字句の整理を行うものであります。

19ページでございます。

大和町敬老祝金等支給条例の一部を次のように改正するものでございます。

第1条につきましては、字句の整理を行うものであり、80歳以上の方に支給します敬老祝金及び100歳の方に支給します特別敬老祝金を併せて「祝金等」と改めるもの

でございます。

第2条第1項につきましては、町内に住所を有し、「9月1日現在引き続き1年以上居住する80歳以上の者」を「9月1日現在（以下「基準日」という。）において80歳に達し、かつ、引き続き1年以上、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記載されている者」に、「祝金」を「敬老祝金」に改め、同条第2項につきましては、「町内に住所を有する者」を「住民基本台帳に記載されている者」に、「特別祝金」を「特別敬老祝金」に改めるものでございます。

第3条につきましては、「祝金及び特別祝金」を「祝金等」に、やむを得ない理由があると認めるときは「支給日以外の日には支給することができる」を「支給日以後の日には支給することができる」に、「祝金」を「敬老祝金」に、「特別祝金」を「特別敬老祝金」に改めるものでございます。

20ページでございます。

第4条につきましては、毎年基準日において、第2条第1項で規定する敬老祝金の対象者名簿を調製し、資格調査を行い、受給者を決定するものでございます。

第5条につきましては、第2条の規定を整理し、削除するものでございます。

以下、第5条削除に伴いまして、第6条以降を1条ずつ繰上げを行うものでございます。

新第5条につきましては、祝金等を「受ける権利」を「受給する権利」に改めるもの、新第6条につきましては、祝金等の「支給を受ける者」を「受給者」に改めるものでございます。

新第7条につきましては、これまで規則にて規定していた内容について、第2条及び第4条に整理、規定したことから規則を廃止するものとし、委任としまして、祝金等の支給に関し必要な事項につきましては、別に定めるとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

続きまして、議案書21ページをお願いいたします。

議案第14号 大和町道路占用料等条例の一部を改正する条例でございます。

今回の条例改正につきましては、道路法施行令の一部を改正する政令が令和元年9月27日に公布され、本年4月1日より施行される予定となっております。この施行に伴いまして本条例を改正するものでございます。

道路法施行令の一部改正につきましては、固定資産税評価額の評価替え等を踏まえた道路占用料の額の改定が行われるもので、本条例の占用料等におきましても、道路法施行令に準拠し、本条例の別表を改めるものでございます。

別表の第2条関係についてでございます。

占用物件に記載されております道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物から、議案書22ページの道路法施行令第7条第1号に掲げる物件の標識まで、下線を引いた占用料の単価をそれぞれ改定するものでございます。また、下段の幕について規定をしております引用条項の第2号から第4号に改正をするものでございます。

続きまして23ページをお願いいたします。

こちらの同条第2号に掲げる工作物から24ページの同条第13号に掲げる施設まで、こちらにも下線を引いた箇所の占用料の単価及び占用料を算定する乗数を改定するものでございます。

附則でございます。第1項の施行期日につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。

第2項は経過措置といたしまして、改正後の条例の規定につきましては、施行日以後に徴収すべき占用料について適用し、施行日の前日までに徴収すべき占用料につきましては、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長（蜂谷俊一君）

続きまして、議案書25ページをお願いします。

議案第15号 大和町下水道条例の一部を改正する条例であります。

大和町下水道条例の一部を次のように改正するものでございます。

今回の一部改正につきましては、現在都市下水路として位置づけがございます施設について、公共下水道の雨水排水施設として位置づけを変更し、効率的な水排水計画

や維持管理等を行うことを目的に所要の変更を行うものであり、下水道条例において規定のない減免及び監督処分規定を追加するものであります。

新旧対照表でございます。

改正前第25条第3項の後段に、改正後第4項として減免規定を追加するものであります。

また、改正後において、新たに第26条の2として監督処分規定を追加するものであります。

第1項については、この条例の規定によってしました許可を取り消し、その効力を停止し、もしくはその条件を変更し、または行為の中止、原状回復を命ずることについて、記載の1号から3号に該当する者に対してできること。第2項として、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、または同項に規定する必要な措置を命ずることが記載の1号から3号に該当する場合において行うことができることを追加するものでございます。

26ページ、附則であります。

1の施行期日でございます。この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

2としまして、大和町都市下水路条例の廃止であります。大和町都市下水路条例については、今回の大和町下水道条例の一部を改正する条例施行に伴い、廃止するものであります。

3としまして、経過措置であります。この条例の施行前にされた大和町都市下水路条例の規定による許可及び処分については、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなすものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)

財政課長千坂俊範君。

財政課長 (千坂俊範君)

27ページをお願いいたします。

議案第16号 ふるさと創生基金条例を廃止する条例でございます。

ふるさと創生基金につきましては、普通交付税の算定で昭和63年度に2,000万円、平成元年度に8,000万円、いわゆるふるさと創生1億円事業と言われます事業により

まして、同基金を設置したことが始まりとなっております。その後、各種事業に充当をいたしまして300万ほどの残高がございましたが、今日まで経過したところでございます。その後、今年度の予算におきまして、その残高全額を高田橋のところで設置いたしましたPR施設に充当することとして計上いたしましたことから、本年度で残高がなくなる見込みでございます。そのため条例を廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行日は、令和2年4月1日からでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長（遠藤秀一君）

それでは、議案書28ページをお願いいたします。

議案第17号 大和町農村環境保全基金条例を廃止する条例でございます。

廃止の理由でございますが、この基金につきましては、平成5年12月に緑豊かで活力ある農村環境の形成のために創設された基金で、一部交付税措置によりまして1,000万円を原資といたしまして、運用益である利子を集落共同活動推進に係る会議、あるいは資料作成費等のソフト事業に要する経費に充てるための財源に活用するためを目的とした果実運用型の基金でございました。

平成5年当時の預金利子につきましては、約3%で30万円程度の利子が見込めまして、農村環境保全のソフト事業のほうに充当することも可能でございましたけれども、平成29年度からは預金利子が0.01%での運用ということで、現在も0.01%で運用しております。年間の利子としまして、1,000円程度という状況でございます。今後も金利上昇が見込めない情勢となっておりますことから、果実運用型基金としてはその成果が期待できないという状況でございますので、基金の廃止を行いたいものでございます。

附則といたしまして、公布の日から施行するものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

議案書29ページをお願いいたします。

あわせまして別冊でございますが、歳入歳出補正予算事項別明細書（第11号）の準備もお願いをいたします。

議案第18号 令和元年度大和町一般会計補正予算（第11号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ1億8,885万1,000円を減額いたしまして、予算総額を132億2,656万5,000円とするものでございます。予算補正の款項の区分につきましては、30ページからの第1表によるものでございます。

第2条の繰越明許費の補正につきましては、追加でございます。第2表により規定するものでございます。

第3条、債務負担行為の補正は、追加及び変更でございます。第3表により規定するものでございます。

第4条、地方債の補正につきましては、追加変更でございます。第4表により規定するものでございます。

33ページをお願いしたいと思います。

「第2表 繰越明許費補正」でございます。

令和2年度へ繰越しして執行する見込みのあります事業につきまして、起債してございます金額を限度として議決をお願いするものでございます。

初めに、2款1項、プレミアム付商品券につきましては、910万8,000円でございます。

4款2項、災害廃棄物処理運搬につきましては、772万9,000円でございます。

5款1項、ため池台帳作成につきましては、303万5,000円でございます。

7款2項、道路修繕につきましては、1億1,563万円でございます。

7款2項、道路改良につきましては、2億6,371万円でございます。

7款5項、子育て支援住宅建設につきましては、4,452万円でございます。

8款1項、被害住宅等災害復旧助成につきましては、3,727万8,000円でございます。

9款1項小中学校校内情報通信ネットワーク環境等整備につきましては、2億3,426万3,000円でございます。

9款5項、総合運動公園整備（防球ネット設置）につきましては、709万5,000円でございます。

10款1項、農業用施設等災害復旧につきましては、5億4,860万8,000円でございます。

す。

10款1項、林業施設災害復旧につきましては、635万4,000円でございます。

10款2項、道路橋りょう災害復旧につきましては、2億690万8,000円であります。

10款2項、河川災害復旧につきましては、3,711万7,000円でございます。

10款2項、都市施設災害復旧につきましては、4,678万3,000円でございます。

10款3項、宮床中学校法面災害復旧につきましては、1,650万円でございます。

合わせまして15件でございます。

34ページをお願いいたします。

「第3表 債務負担行為補正」でございます。

初めに、追加でございます。

令和元年度中に発注調達行為を行うために債務負担行為についてご承認をお願いするものでございます。

公用車購入につきましては、令和2年度に購入予定車両の車検満了が5月25日でございます。履行期間を考慮して令和元年度中に調達行為を行うためのものでございます。

産婦健康診査業務及び公園・施設等管理運営業務につきましては、4月1日より委託業務が開始される業務でございます。令和元年度中に発注調達行為を行うものでございます。期間につきましては、3件とも令和元年度から令和2年度まで、限度額につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、変更でございます。

滞納管理システム借上及び確定申告支援システム更新業務につきましては、当初予定しておりました更新時期が後ろのほうにずれ込むことになりましたので、期間の周期を1年度延ばしまして、令和5年度までを令和6年度までに変更をお願いするものでございます。また、滞納管理システム借上の限度額につきましては、消費税増税分を限度額に反映してございませんことから、1,934万円を2,070万6,000円に変更をお願いいたします。

35ページをお願いいたします。

「第4表 地方債補正」でございます。

初めに、追加でございます。

起債後の目的覧の学校ICT環境整備事業債は、歳出予算に計上いたします町内小・中学校の校内通信ネットワーク及び電源キャビネット整備事業につきまして、補助金の地方負担分に充当する地方債でございます。限度額を1億2,800万円とする

ものでございます。

道路橋りょう単独災害復旧債、限度額6,810万円、農地等小災害復旧債、限度額8,530万円につきましては、県への要望等をいたしておりましたところ認められましたことから、災害復旧事業債の財源として計上いたすものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法は、議案書掲載のとおりでございます。

36ページをお願いいたします。

次に、変更でございます。

学校環境改善交付金事業債でございますが、当初予定を想定いたしました事業債より、より充当率の高い地方債を充当するため変更いたすものでございます。限度額2,070万円を2,470万円とするものでございます。

起債の方法等につきましては、補正前と同じでございます。

それでは、別冊事項別明細書（第11号）の3ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目個人及び2目法人につきましては、収入見込額のうち歳出の見合いによりまして、現年度課税分に追加をいたすものでございます。

なお、法人につきましては、12月補正におきまして減額をいたしたところでしたが、精算の結果、2億9,000万円ほどを戻すような形となったものでございます。

14款1項2目教育費分担金につきましては、小・中学校の日本スポーツ振興センターへの保護者負担金の確定によります減額でございます。

15款1項5目土木使用料につきましては、1節から3節を実績及び今後の見込みにより、追加または減額するものでございます。

2項1目総務手数料につきましては、戸籍、住民票、諸証明の交付実績及び今後の見込みによりまして、減額または増額いたすものでございます。

3目衛生手数料、1節清掃手数料につきましては、実績及び今後の見込みによる増額分を追加するものでございます。

2節飼犬手数料につきましては、登録及び狂犬病予防集合注射の実績確定により減額するものでございます。

4目土木手数料につきましては、屋外広告物許可の実績により追加するものでございます。

4ページをお願いいたします。

16款1項1目民生費国庫負担金につきましては、1節、3節、4節それぞれ交付決

定実績見込みによります減額でございます。

2目災害復旧費国庫負担金につきましては、平成29年債の公共土木施設災害復旧事業負担金が調査によりまして交付されることとなりましたことから、計上いたすものでございます。

2項1目総務費国庫補助金、1節につきましては、事業費の確定によります追加でございます。

3節及び5節プレミアム付商品券事業費補助金につきましては、事業実績見込みによります減額でございます。

2目民生費国庫補助金、2節につきましては、子ども・子育て支援事業の実績見込みによります追加計上でございます。

3目衛生費国庫補助金、1節につきましては、特定感染症検査等事業の実績見込みによる減額、2節、災害等廃棄物処理事業費の実績見込みによります追加計上をいたすものでございます。

4目土木費国庫補助金、1節、2節につきましては、社会資本整備総合交付金の交付額決定により減額するものでございます。

6目教育費国庫補助金、1節につきましては、事業実績見込みによりまして、被災者支援総合交付金を減額いたすものでございます。

2節、3節につきましては、要保護及び準要保護児童生徒援助費、特別支援教育就学奨励費の精算見込みにより、減額または追加するものでございます。

4節につきましては、被災者支援総合交付金の事業費精算による減額でございます。

5ページをお願いいたします。

5節につきましては、国の補正予算に対応いたしまして、小・中学校の校内通信ネットワーク及び電源キャビネット整備に要する補助金を計上いたすものでございます。

7目特定防衛施設周辺整備調整交付金につきましては、事業費の確定等の交付決定により追加するものでございます。

8目農林水産業費国庫補助金につきましては、鳥獣被害防止施設整備費事業費確定によります減額でございます。

3項1目総務費委託金、1節につきましては、自衛官募集事務費の交付決定により減額いたすものでございます。

17款1項1目総務費県負担金につきましては、移住支援事業の対象がなかったことから減額いたすものでございます。

2目民生費県負担金につきましては、1節、3節、4節、6節につきまして、交付

決定実績見込みによります減額または追加となるものでございます。

4目土木費県負担金につきましては、高田中央橋架設に係る吉田川床上浸水対策緊急特別事業費を計上いたすものでございます。

6ページお願いいたします。

2項1目総務費県補助金につきましては、市町村消費者行政活性化事業費の確定による減額でございます。

2目民生費県補助金、3節につきましては、乳幼児医療費ほか4件の実績見込みによります追加または減額でございます。

3目衛生費県補助金につきましては、がん患者医療用ウィッグ購入助成事業の実績見込みによります減額でございます。

4目農林水産業費県補助金、1節につきましては、農地集積・集約化対策事業費の実績見込みによります減額でございます。

2節につきましては、林道点検整備事業の交付決定による減額でございます。

6目市町村振興総合補助金につきましては、対象事業を3件の事業確定見込みによる減額でございます。

8目災害復旧費県補助金、1節につきましては、台風19号による農地農業施設等に係る補助金を追加計上いたすものでございます。

3節につきましては、被災児童生徒就学支援等事業の交付決定によりまして計上いたすものでございます。

3項1目総務費委託金、3節につきましては、人口動態調査の交付決定による減額でございます。

4節は、各種統計調査の事業費確定による減額でございます。

5節は、参議院議員、県議会議員選挙執行費の確定によります減額でございます。

7ページをお願いいたします。

3目教育費委託金、1節につきましては、スクールソーシャルワーカー活用委託事業費の実績見込みによります減額でございます。

18款1項1目財産貸付収入につきましては、新規貸付けによります追加計上でございます。

2目利子及び配当金につきましては、各種基金利子収入につきまして、収入実績によります調整をいたすものでございます。

20款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、財源調整によりまして減額をいたすものでございます。

3目防衛施設周辺調整交付金基金繰入金につきましては、充当事業費の調整により追加計上いたすものでございます。

4目ふるさと応援基金繰入金は、充当事業費の確定によりまして減額調整いたすものでございます。

6目東日本大震災復興基金繰入金につきましては、割増商品券への事業充当のため計上いたすものでございます。

22款4項1目農業費受託事業収入につきましては、農地中間管理機構受託事業の精算額の見込みによります調整でございます。

2目教育費受託事業収入につきましては、自転車競技場管理受託費の消費税増額分を追加いたすものでございます。

8ページをお願いいたします。

22款5項1目納付金、2節につきましては、給食費納付金の実績見込みによります減額でございます。

3目雑入につきましては、電話使用料からプレミアム付商品券売上金まで、実績見込みや、または事業費確定等によりそれぞれ調整いたしまして、その他の収入につきましては、前年度医療費給付実績によります後期高齢者医療広域連合からの精算金等を計上いたすものでございます。

23款1項3目教育債、1節につきましては、起債事業区分を変更することによる追加計上、2節につきましては、校内通信ネットワーク及び電源キャビネット整備事業への充当により計上いたすものでございます。

4目災害復旧債、1節につきましては、道路橋りょう単独災害、3節、農地等小災害に係る復旧事業に充当するため計上いたすものでございます。

歳入につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

ここで暫時休憩します。

再開は午後1時からといたします。

午前11時53分 休憩

午後1時00分 再開

議長（馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長後藤良春君。

総務課長（後藤良春君）

それでは、午後からよろしくお願いたします。

次に、9ページの支出でございます。

1款1項1目議会費でございます。

2節は事務職員の給与支給見込みの調整を行ったもので、8節は議会広報200号発行に当たり、寄稿者謝礼支払いの確定によるものでございます。

9節は議員の費用弁償、旅費の精算見込みにより減額、11節は議会広報印刷費の確定見込みによる減額でございます。

13節は、議会コンサートを実施した際の楽器運送費の確定による減額、14節は議員研修の際に予定していたバスの借り上げ費の不用額を減額するもの、18節はデジタルカメラ買換えの不用額の減額をするもの、19節は全国森林環境税創設議員連盟の負担金支出を予定しておりましたが、本町において台風19号による人的被害があったことから負担金の減免があったもの、また基地協議会東北部会の研修参加負担金については、交際費から支出したため不要となったものでございます。

次に、2款1項1目一般管理費でございます。

1節は、区長報酬の支払いの確定見込みにより減額をするものでございます。

2節、3節、4節につきましては、一般職員の人件費の調整を行ったものでございますが、3節の時間外勤務手当につきましては、今回総務課職員1名減になったことより、全体として時間外勤務の増加になっていることより増額改正をお願いするものでございます。また、職員退職による退職手当の特別負担金の増額補正をお願いするものでございます。

なお、以下、各科目の2節、3節、4節の人件費につきましては、給料、各手当の支給見込み、共済費の実績見込みなどにより調整をするものでありますので、説明は省略させていただきます。

7節は、育児休業取得者の代替臨時職員の不用額を減額するものでございます。

10ページをお願いします。

13節は、職員健康診断委託料、職員研修委託料の確定見込みにより減額するもの、19節は、市町村職員研修所負担金の確定見込みにより減額するものでございます。

次に、2目文書広報費でございます。

11節は、広報「たいわ」例規集加除に関する印刷製本費の実績見込みにより減額、13節はPR施設建設施工監理業務委託の確定により減額するもの、14節はファクシミリ機器更新賃借料の不用額の減額、15節はPR施設建設工事請負費の確定見込みにより減額するものです。

19節は、広報セミナー参加費確定により減額するものでございます。

議 長 (馬場久雄君)

財政課長千坂俊範君。

財政課長 (千坂俊範君)

続きまして、3目財政管理費でございます。

25節につきましては、財政調整基金から生じた利子の実績によりまして積立金を追加するものでございます。

5目財産管理費の11節につきましては、庁舎及び南部コミュニティセンターの電気料金、水道料金につきまして、実績見込みから不足が見込まれまして、その分を追加させていただくものでございます。

13節につきましては、警備・清掃等の庁舎管理業務やマイクロバス、議会専用車運転業務、高田倉庫水路の堆積土砂撤去業務など契約差金、実績見込みによりまして減額をいたすものでございます。

15節につきましては、高田倉庫の側壁修繕、敷地整地工事を追加計上いたすものでございます。

18節につきましては、新規採用と退職で差引き増員となります職員の机、椅子購入経費を追加計上いたすものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長 (千葉正義君)

続きまして、6目企画費でございます。

今回の補正では、プレミアム付商品券事業の商品券の販売が2月末で終了いたしま

すことによりまして、実績見込みにより補正をお願いするものでございます。

対象者のうち低所得者の交付申請率は、対象3,618人のうち1月末で1,119人、30.93%という率でございました。この結果、子育て世帯も含めまして購入対象者は2,027人、1万135冊となりまして、このうち購入見込みを7,068冊としております。

その他所管事業につきましても、実績見込みによります予算措置をお願いするものでございます。

初めに、3節につきましては、米軍実弾射撃移転訓練に係ります職員の従事確定に伴います時間外勤務手当の減額でございます。

11ページをお願いします。

同じく、米軍移転訓練等に係ります管理職員特別勤務手当の確定でございます。

続きまして、4節、7節につきましては、プレミアム付商品券事業に係ります臨時職員の勤務実績見込みによります減額でございます。

次に、9節及び14節につきましては、移住・定住関係の施設、移住フェア等の実績見込みによります減額でございます。

11節につきましては、プレミアム付商品券事業に係ります商品券の印刷、その他各種印刷物の実績見込みによります減額でございます。

12節につきましても、プレミアム付商品券の各種通知等の郵便代の実績によります減額と、商品券の換金の手数料の実績見込みによります増額、そのほか子育て支援、移住・定住関係の施策PRのための広告料をお願いするものでございます。

13節は、都市計画基本図の更新、デジタル化に係ります業務委託費の確定に伴う減額348万6,000円と、4月からの町民バス停留所新設に伴います車内アナウンスデータ修正のための増額9万1,000円をお願いするものでございます。

19節、負担金につきましては、移住・交流&地域おこしフェアの参加を見送ったことによります出店料の減額、補助金につきましては、県の移住支援事業を当初3件300万を見込んでおりましたが、実績見込みで全額を減額するものでございます。

20節につきましては、プレミアム付商品券の使用に係ります換金分として、当初では最大値の5,462人分、2万7,310冊、1億3,655万円を予算措置いたしておりましたが、年度末で7,068冊、3,534万の実績を見込み、その差額について減額をいたすものでございます。

25節積立金につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金の2次交付によります子ども医療費助成事業に係ります基金への積立ての補正をお願いするものでございます。よろしくをお願いします。

議 長 (馬場久雄君)

総務課長後藤良春君。

総務課長 (後藤良春君)

次に、7目電子計算費でございます。

11節は消耗品類の支出見込みによる減額、12節は本庁と出先とのネットワーク通信契約費等の確定見込みにより減額するものでございます。

13節及び14節は、電子機器補修、機械借り上げ料契約額の確定により減額するものでございます。以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

総務課危機対策室長蜂谷祐士君。

総務課危機対策室長 (蜂谷祐士君)

続きまして、9目交通対策費の11節につきましては、交通安全指導員装備品購入費確定により減額するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)

総務課長後藤良春君。

総務課長 (後藤良春君)

次に、12ページをお願いいたします。

11目女性行政推進事業費でございます。

1節、9節は、男女共同参画推進審議会の開催が終了したため、減額するものでございます。

次に、12目消費者行政推進事業費につきましては、支出財源を国・県支出金を一般財源とするものでございます。

次に、13目諸費でございます。

総務課分でございます。

8節は、町政功労者の表彰事業費、結婚支援事業費の確定により不用額を減額する

ものでございます。

14節は、婚活イベントバス借り上げ料の確定により減額するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

同じく13目の11節につきましては、都市建設課所管の防犯灯に係ります費用でございます。こちらの光熱水費の執行見込額によります減額補正をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

税務課長千葉喜一君。

税務課長 （千葉喜一君）

続きまして、2項1目税務総務費でございます。

3節につきましては、申告相談、災害減免事務等に要します職員の時間外手当23万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、2目賦課徴収費でございます。

8節は、納税貯蓄組合への完納報奨金等の実績見込みによります減額補正でございます。

11節は、町税等納税通知書等の印刷製本費の執行見込みによります減額、13節は共通納税システム対応業務、軽自動車税納税通知書発送業務委託等の執行額確定によります減額補正でございます。

14節につきましては、確定申告システム等の機械借り上げ料の執行見込みによります減額補正をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

それでは、13ページをお願いいたします。

3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、コンビニ交付事務に関する補正となるものでございます。

12節は、コンビニ交付システムの接続設定が完了したので、差額分を減額するものでございます。

13節につきましても、コンビニ交付システム構築が終了したので、差額を減額するものでございます。

19節は、個人番号カード関連事務の委託交付金の増額見込みにより補正をするものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）

次に、2款4項3目参議院議員選挙執行費でございます。

1節から18節までは、参議院議員選挙執行事務が完了したため不用額を減額するものでございます。

次に、14ページをお願いします。

県議会議員選挙執行費でございます。

同じく1節から14節までですが、県議会議員選挙執行事務費が完了したため、不用額を減額するものでございます。

併せまして、次に5目町長選挙執行費でございます。

同じく1節から14節までは、町長選挙執行事務が完了したため不用額を減額するものでございます。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長 （千葉正義君）

それでは、15ページをお願いします。

5項1目統計調査費でございます。

今年度の統計調査につきましては、毎年行われます工業統計、5年ごとの経済センサス基礎調査、農林業センサスの調査のほか、今年度の10月実施の国勢調査の調査区設定等が事務として実施され、県の委託金の交付決定により減額するものでございます。

初めに、1節につきましては、各種指定統計調査に係りますこの4節、7節につきましては、統計事務に係ります事務補助員について6か月の雇用を予定しておりましたものが4か月となりましたことによりまして、減額いたすものでございます。

9節につきましても、各種の指定統計調査に係ります費用弁償の減額でございます。

11節につきましては、調査事務に係ります事務用品、説明会の際のお茶代、12節につきましては、指定統計調査の際の電話代、通知等の郵便代の減額でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 (馬場久雄君)

総務課長後藤良春君。

総務課長 (後藤良春君)

次に、2款6項1目監査委員費でございます。

1節及び9節は、報酬、旅費の額が確定したため減額するものでございます。以上でございます。

議長 (馬場久雄君)

福祉課長吉川裕幸君。

福祉課長 (吉川裕幸君)

続きまして、3款1項1目社会福祉総務費、7節につきましては、生活保護相談員の実績見込みにより減額するものでございます。

25節につきましては、長寿社会対策基金利子の収入見込みにより減額するものでございます。

16ページをお願いいたします。

28節につきましては、医療費等の見込みに伴い国民健康保険事業勘定特別会計の繰出金を減額するものでございます。

続きまして、2目老人福祉費、4節及び7節につきましては、高齢者タクシー助成事業に係ります臨時職員の実績見込みにより減額するものでございます。

8節につきましては、敬老事業に係ります敬老者記念品代などの実績見込みにより減額するものでございます。

11節につきましては、敬老事業及び高齢者タクシー助成事業に係ります食糧費、敬老者名簿、タクシー助成券等の印刷製本費の実績見込みにより減額するものでございます。

12節につきましては、敬老会案内状などの郵送料、敬老祝金振込手数料の実績見込みにより減額するものでございます。

19節につきましては、シルバー人材センター支援事業費、となりぐみ活き生きサロン運営補助、老人クラブ運営事業費補助の実績見込みにより減額するものでございます。

20節につきましては、敬老祝金、介護用品購入費助成事業、高齢者タクシー助成事業の実績見込みにより減額するものでございます。

28節につきましては、介護保険事業勘定特別会計への人件費、介護給付費、地域支援事業費に係ります繰出金を減額するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

健康支援課長櫻井修一君。

健康支援課長 （櫻井修一君）

続きまして、4目障害者福祉費でございます。

11節及び12節につきましては、公用車の廃車に伴います燃料費、修繕料、車検手数料、自動車損害保険料の減額補正でございます。

13節でございますが、訪問入浴サービス及び移動支援事業につきまして、利用者増などの実績見込みによります追加補正をお願いするものでございます。

17ページをお願いいたします。

14節は、障害福祉サービスシステム借り上げ料につきまして当初10月からの消費税増額分を措置しておりましたが、契約上支払額が従前の8%のままとなることから、その差額分の減額補正をお願いするものでございます。

19節につきましては、障害者自立支援審査会の開催実績に伴います黒川地域行政事務組合への負担金の減額補正でございます。

20節は、障害者自立支援給付の更生医療給付費及び補装具給付費、障害児通所サービス費、福祉タクシー助成事業につきまして、それぞれ人工透析の通院及び入院、車

椅子及び補聴器購入などの実績見込みによります増額及び減額の補正をお願いするものでございます。

27節につきましては、先ほどの11節及び12節同様、公用車の廃車に伴います自動車重量税の減額補正でございます。

続きまして、6目後期高齢者福祉総務費でございます。

28節は、後期高齢者医療特別会計の繰出金につきましては、保険基盤安定負担金の確定及び人件費の調整に伴います増額補正でございます。よろしくお願いいたします。

議長 （馬場久雄君）

子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長 （小野政則君）

続きまして、2項1目児童福祉総務費でございます。

児童福祉総務費は、児童福祉総務費、あんしん子育て医療費助成事業、児童手当事務費、未熟児養育医療給付事業に要する経費について補正をお願いするものでございます。

13節については、あんしん子育て医療費助成に係る支払事務委託料の実績見込みにより、予算措置をお願いするものでございます。

20節については、あんしん子育て医療費の実績見込みによる予算措置をお願いするものと、未熟児養育医療費助成の実績見込みによる減額をお願いするものでございます。

23節については、未熟児養育医療費助成事業での平成30年度国、県補助金確定による返還金を予算措置するものでございます。

2目児童措置費については、財源の調整を行うものでございます。

3目母子福祉費は母子・父子家庭医療費助成事業に要するもので、20節、母子・父子家庭医療費助成事業の実績見込みによる予算措置をお願いするものでございます。

18ページをお願いいたします。

4目保育所費につきましては、保育所管理費、私立保育園運営費、もみじヶ丘保育所に要するものでございます。

13節については、認可保育園運営費の実績見込みによる減額をお願いするものでございます。

15節については、もみじヶ丘保育所の屋根塗装工事の額確定による減額をお願いす

るものでございます。

18節につきましては、もみじヶ丘保育所の来年度入ってきます新規採用保育士のロッカーを整備するため、予算措置をお願いするものでございます。

19節については補助金で、認可外保育施設利用者補助金、認可外保育施設助成事業補助金、特別保育事業、障害児保育事業の実績見込みによる減額と、新たに認定こども園に入園した児童に特別支援経費補助のために予算措置をお願いするものでございます。

続きまして、5目児童館費です。

児童館管理費、宮床、吉田、鶴巣、落合の各児童館の運営に関するものでございます。

4節と7節については、児童館の用務員及び児童厚生員の賃金の額確定見込みによる減額でございます。

13節につきましては、もみじヶ丘、杜の丘児童館の運営事業者が替わるための引継ぎに要する費用を、予算措置をお願いするものでございます。

15節については、吉田、鶴巣、落合児童館のエアコン工事の確定による減額をお願いするものでございます。

18節につきましては、もみじヶ丘、杜の丘児童館にパソコンを配置するため予算措置をお願いするものでございます。

19節につきましては、放課後児童支援員処遇改善補助事業の額確定見込みによる減額をお願いするものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 （馬場久雄君）

健康支援課長櫻井修一君。

健康支援課長 （櫻井修一君）

続きまして、19ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございます。

7節につきましては、臨時の保健師及び看護師等の健診時等におけます賃金の実績見込みによります減額補正でございます。

8節報償金につきましては、昨年10月の台風の影響で中止となりました健康たいわ21推進大会におけます委員等の謝礼の減額補正、賞賜金につきましては、出産祝い品贈呈事業におけます絵本の購入実績に伴います予算との差額分を減額するものでござ

います。

13節につきましては、年間出生数を300人と想定しておりました妊婦及び乳児一般健診などの委託料でございますが、出生見込みが2割ほど減っているための減額と、宮床地区で実施いたしました地区モデル事業の実績見込みによります減額でございます。

19節でございますが、黒川地域行政事務組合への病院事業会計負担金につきまして、職員の配置変更によります人件費及び医療機器整備事業の確定に伴います負担金の減額補正をお願いするものでございます。

28節につきましては、戸別合併処理浄化槽特別会計への実績見込みによります繰出金の減額補正でございます。

続きまして、2目予防費でございます。

13節につきましては、風疹抗体検査及び予防接種、高齢者インフルエンザ及び肺炎球菌、BCG、乳幼児定期個別各種予防接種の実績見込み、さらに前立腺がん、骨粗鬆症、大腸がん、胃がん、肺がん及び基本健診の健診終了及び実績見込みによります減額補正でございます。

20節につきましては、医療用ウイッグ及び乳房補正具購入助成事業見込みによりまして追加をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

それでは3目環境衛生費、20ページをお願いします。

11節は、防疫薬剤の差額及び軽トラックの燃料費を減額するものでございます。

12節及び18節につきましては差額を精査し、13節はリサイクル処理、水質検査、狂犬病予防注射などの業務委託金額が確定したことにより減額補正するものでございます。

2項1目廃棄物処理費につきましては、7節はストックヤードの草刈り賃金を精査し、8節は資源回収の賞賜金の確定によりそれぞれ減額補正するものでございます。

11節は廃棄物の仮置き場の重機燃料代を増額補正し、12節は災害で出ました家電4品目の処分手数料を補正し、13節は浸水被害米の処分費及び運搬業務の委託料を増額

補正するものでございます。

14節は、仮置き場の重機、鉄板等の借り上げ料を減額補正するものでございます。

19節は、黒川地域行政事務組合への負担金及びクリーンステーション整備費等助成金の実績見込みにより減額補正するものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長（遠藤秀一君）

続きまして、5款1項1目農業委員会費でございますけれども、こちらは人件費の調整でございます。

次に、2目農業総務費の8節は、台風19号の影響でJA新みやぎのあさひなまつりが中止になっておりますので、農林産品の商品代を減額するものでございます。

続きまして13節、ページが21ページに代わりまして、18節の減額につきましては、宮床ふれあい農園の経費の額の確定によります減額をお願いするものでございます。

続きまして、3目農業振興費の3節、11節は、農地中間管理事業の事務委託の実績見込みによる減額ということになります。

19節、負担金は、有害鳥獣対策費のイノシシ等の捕獲頭数の増加見合いで、有害鳥獣被害対策協議会への負担金の増額をお願いするものでございます。

続きまして補助金につきましては、JA新みやぎと連携して農家支援を行っておりますけれども、その中でブルーベリー生産拡大、曲がりねぎ産地育成、産直リースハウス事業の事業費の確定に伴います減額ということでございます。

続きまして、宮城県農地中間管理機構を仲介して行う農地集積・集約化対策事業費の確定見込みによる補助金の減額、続きまして中山間地域振興対策事業は、JA新みやぎ、旧あさひな農協で行ってございました吉田地区のふれあい農園といいますか貸し農園事業をやっておりますけれども、本年度から中止ということで補助金を減額するものでございます。

続きまして、有害鳥獣被害防止施設補助事業につきましては、各地区で設置しましたワイヤーメッシュの設置補助事業としてキロ当たり10万円を助成する事業がございましたけれども、本年度の分の設置援助が完了したことによります減額でございます。

続きまして、有害鳥獣被害対策協議会の減額は、国の補助金を活用してワイヤーメ

ッシュを地区の協議会に支給してございますけれども、そちらの確定による減額でございます。

次に、5目農地費の28節は、農業集落排水事業特別会計への確定見込みによります減額をお願いするものでございます。

続きまして、6目水田農業対策費の9節旅費は、区長、転作組合長を対象としました先進地視察研修をやっておりますけれども、そちらの特別旅費の確定見込みに伴います減額でございます。

次に、2項1目林業振興費につきましては、これは財源の組替えでございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

3項1目水産業振興費は、11節、13節とも伊達いわなPR事業の確定見込みに伴います減額でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

商工観光課長文屋隆義君。

商工観光課長 (文屋隆義君)

続きまして、6款商工費でございます。

2目商工振興費の13節は、第一仙台北部中核工業団地内のり面除草業務の入札差金による減額、19節、小規模事業者経営改善資金融資利子補給金及び22節の中小企業振興資金損失補償料は、実績見込みにより減額をお願いするものでございます。

次に、3目観光費の7節は、船形登山道、七ツ森及び升沢遊歩道の刈り払い作業の実績見込みによる減額、13節は南川及び宮床ダム周辺公園接道管理運営業務の実績見込みによる減額、19節は台風19号の影響により参加を見送りましたみやぎまるごとフェスティバル2019への負担金の減額をお願いするものでございます。以上、よろしくをお願いします。

議 長 (馬場久雄君)

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 (江本篤夫君)

続きまして、23ページをお願いいたします。

7款1項1目土木総務費でございます。

7節につきましては、窓口事務補助員の実績見込みによります減額補正でございます。

12節につきましては、台風19号の豪雨災害対応によります携帯電話使用機会の増によりまして、増額をお願いするものでございます。

13節につきましては、国土調査の誤訂正等に伴います測量業務の実績見込みによります減額補正でございます。

14節につきましては、有料道路通行料等の実績見込みによります減額補正でございます。

18節につきましては、積算用パソコン2台の購入額の確定によります減額補正でございます。

続きまして、2項1目道路維持費でございます。

13節につきましては、道路の維持管理業務、植樹帯の除草及び街路樹の剪定等の実績見込みによります減額補正でございます。

18節につきましては、歩道除雪機6台の購入額の確定によります減額補正でございます。

続きまして、2目道路新設改良費でございます。

13節につきましては、路面の舗装状況の把握をするための路面性状調査、国土交通省事業の橋梁点検、悟溪寺橋の橋梁補修設計業務、防衛省事業の長尾線及び深山線の測量設計業務の確定見込みによります減額補正でございます。

15節につきましては、単独事業の幕柳大平線改良工事におきまして、工事着手後に既設埋設管であります地区共同の水道管が工事に支障となりますことから、その移設工事費用につきまして増額をお願いするほか、国土交通省事業の高田中央橋関連工事、防衛省事業で実施いたしております流通平1号線等の舗装工事及び天皇寺地区ほか排水路整備工事の確定見込みによります全体額の調整によります減額補正でございます。

続きまして、17節につきましては、町道西小路線の土地購入費の契約見込みに伴います減額補正のほか、下草橋架設事業におきまして支障となります既設排水管渠等におきまして、河川管理者であります国等の関係者と協議を行っているところでございますが、施設の構造決定に時間を要しており、取得面積の確定が見込めない状況でありますことから、用地費の減額をお願いするものでございます。

22節につきましては、町道西小路線の線形の検討等によります立ち木補償費の増額をお願いするほか、下草橋架設事業では、17節と同様に支障となります既設排水管渠

等につきまして、河川管理者等の関係者との構造の決定協議に時間を要しておりますことから、減額をお願いするものでございます。

なお、下草橋架設事業の既設排水管渠等に係ります関係者との協議につきましては継続して行っておりますので、協議がまとまりました際には改めまして関係予算等をお願いするものでございます。

事項別明細書24ページをお願いいたします。

3目橋りょう維持費でございます。

15節につきましては、町道台ヶ森線に架かります中之越渡橋補修工事の完了に伴います減額補正でございます。

続きまして、3項1目河川費でございます。

15節につきましては、鶴巣西川排水基幹開閉装置交換工事の完成及び準用河川窪川の土砂撤去工事の完成見込みに伴います減額補正でございます。

続きまして、4項1目都市計画総務費でございます。

19節につきましては、全国街路事業促進協議会への負担金でございますが、東日本大震災の被災3県の市町村につきましては本年度も免除決定を頂きましたことにより減額補正でございます。

続きまして、2目下水道費でございます。

28節につきましては下水道事業特別会計への繰出金で、事業の実績見込みによります減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、3目公園費でございます。

13節につきましては、地域振興公社への都市公園の指定管理及び緑地等の維持管理のほか、地域への公園の管理委託、吉岡城内大堤公園の木製デッキ現状調査業務、緑地のり面等除草業務、遊具施設等の点検業務などの完成及び実績見込みに伴います減額補正でございます。

15節につきましては、三峯公園トイレ・屋根修繕工事及び八谷館緑地遊具撤去工事の完成に伴います減額補正でございます。

続きまして、5項1目住宅管理費でございます。

11節につきましては、住宅明渡し時の修繕費用などの実績見込みによります減額補正でございます。

12節につきましては、住宅明渡し時のハウスクリーニングなどの実績見込みによります減額補正でございます。

25ページをお願いいたします。

13節につきましては、国土交通省事業によります蔵下住宅1号棟外壁改修工事の実
施設計業務の完成に伴います減額補正でございます。

15節につきましては、西原第3住宅のほか戸建て住宅1棟及び長屋住宅3棟の解体
工事等の額の確定によります減額補正でございます。

続きまして、2目子育て支援住宅建設費でございます。

13節につきましては、吉田・鶴巣地区の子育て支援住宅建築工事に伴う施工監理業
務、落合地区の建築実施設計業務等の完成見込みに伴います減額補正でございます。

15節につきましては、吉田・鶴巣地区子育て支援住宅建築工事等の実績見込みによ
ります減額補正でございます。

17節につきましては、吉田・鶴巣地区の水道加入金、テレビ共同アンテナの受信加
入金の確定に伴います減額補正でございます。

19節につきましては、落合地区子育て支援住宅開発によります水道開発負担金等の
額の確定に伴います減額補正でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

総務課危機対策室長蜂谷祐士君。

総務課危機対策室長 （蜂谷祐士君）

続きまして、8款消防費、1項消防費、1目常備消防費、19節につきましては、黒
川地域行政事務組合への負担金、消防経費の確定見込みにより増額するものでござい
ます。

5目災害対策費、13節につきましては、避難所用W i - F i 保守業務委託費確定の
ため減額するものでございます。

19節につきましては、住宅応急修理支援事業費補助金の確定見込みのため減額する
ものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 （櫻井和彦君）

続きまして、9款1項1目教育委員会費でございます。

9節は、教育委員の費用弁償と併せまして、教育委員会委員研修時の特別旅費の確定見込みにより減額するものです。

10節は、教育長交際費の確定見込みにより減額をいたすものです。

26ページになります。

14節は、教育委員研修時の駐車場使用料の確定により減額をいたします。

続いて、2目事務局費でございます。

事務局運営費、確かな学びプロジェクト事業費、学校ICT環境整備事業費、学び支援コーディネーター等配置事業費及び志まなび塾事業費の補正をお願いするものでございます。

1節でございます。いじめ問題対策連絡協議会等委員報酬を確定見込みにより減額するものです。

7節賃金は、教育委員、教育相談員賃金の確定見込みにより減額でございます。

8節です。学び支援員等の謝金、講師謝金を確定見込みにより減額をいたします。

9節でございます。いじめ問題対策連絡協議会等委員、学び支援員等の費用弁償、職員の普通旅費及び志まなび塾事業の参加塾生の特別旅費を確定見込みにより減額をいたすものです。

11節につきましては、事務消耗品及び志まなび塾事業塾生食糧費の確定見込みにより、増額並びに減額するものです。

12節につきましては、志まなび塾事業の視察研修時荷物運搬等の通信運搬費、同じく企画手数料、まなび支援員等保険料の確定により減額をいたすものです。

13節でございます。こころのプロジェクト「ユメセン」事業、標準学力調査等委託料の確定により減額するものです。あわせて、今回、国の補正予算により実施することになりました小・中学校校内通信ネットワーク及び電源キャビネット整備事業2億3,426万3,000円を増額いたしまして、差し引きまして2億3,399万4,000円を増額補正をお願いするものでございます。

14節でございます。デジタル教科書等賃貸借の確定、各種行事の際の児童・生徒輸送時の車借り上げ料の確定、諸会議時の有料道路通行料及び駐車場使用料、入場料は志まなび塾事業研修時の入場料の確定見込みにより減額をするものです。

25節につきましては、学校校舎建設基金の利子及び学校教育振興基金利子の確定により補正をお願いするものです。

27ページをお願いいたします。

2項1目学校管理費でございます。小学校総務費の補正をお願いするものでございます。

7節は、プール監視補助員等賃金の確定により減額をいたすものです。

8節は、民間教育のサポーターの謝金、運動会の賞品、卒業式の記念品代等の確定見込みにより減額をいたすものです。

11節につきましては、電気、水道料の確定見込みによるもの、12節は電話料金の実績によりまして増額、併せて検査手数料の確定により減額をいたすものです。

13節は、児童及び教職員の健診委託料の確定により減額をいたすものです。

14節は、印刷機の賃貸借料の確定、陸上記録会等の児童輸送のためのバスの借り上げ料の確定により減額をいたすものです。

19節でございます。防火管理者資格取得講習会受講料及び日本スポーツ振興センター災害共済負担金の確定により減額をいたすものです。

2目教育振興費でございます。小学校教育振興費、「たいわっ子」芸術文化推進事業費の補正をお願いするものでございます。

7節でございます。学校図書支援員及び学習支援員賃金の確定見込みにより、減額をお願いするものです。

8節、9節につきましては、スクールソーシャルワーカーの報償金、費用弁償の確定見込みにより減額をいたすものです。

14節は、「たいわっ子」芸術文化推進事業のバス借り上げ確定により減額をするもの、20節は、要保護及び準要保護児童生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費の事業費確定見込みにより減額をいたすものです。

3目施設整備費でございます。小学校維持管理費の補正をお願いするものでございます。

11節につきましては、修繕料につきまして年度内の急破、小破修繕に備えまして増額をお願いするものでございます。

28ページをお願いいたします。

13節につきましては、学校施設等長寿命化計画策定業務及び学校遊具点検、FF暖房機点検業務等の保守点検業務委託料確定により減額をいたすものでございます。

続いて、3項1目学校管理費につきましては、中学校総務費の補正をお願いするものでございます。

7節賃金につきましては、体育館巡視員賃金の確定見込みにより減額をいたすもの、8節は運動会賞品代、卒業生記念品代の確定見込みにより減額をいたすもの、11節は

電気料、水道料の確定見込みにより減額でございます。

13節は、教職員、生徒の健診の委託料及びスクールバス運行業務の業務委託料確定見込みにより減額をいたすものでございます。

14節でございます。印刷機の賃貸借料及び中体連等の生徒輸送車借り上げ料の確定見込みにより減額をいたすものです。

19節につきましては、防火管理者資格取得講習会受講料、黒川郡学校保健会及び日本スポーツ振興センター災害共済負担金及び中総体東北大会参加事業費補助金の確定により減額をいたすものです。

2目教育振興費でございます。中学校教育振興費の補正をお願いいたすものでございます。

7節につきましては、学校図書支援員及び学習支援員賃金の確定での減額でございます。

12節につきましては、スクールカウンセラーの電話の使用料及び不用試薬廃棄手数料の確定見込みでの減額補正でございます。

14節は、「たいわっ子」芸術文化推進事業に係りますバス借り上げ料の確定による減額、20節につきましては、要保護及び準要保護児童生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費の事業費確定により減額をいたすものです。

3目施設整備費でございます。中学校維持管理費の補正をお願いするものでございます。

13節につきましては、学校施設等長寿命化計画策定業務及び学校遊具点検、FF暖房機点検業務等の保守点検業務委託料確定により減額をいたすものでございます。

29ページをお願いいたします。

14節でございます。こちらは、AED賃貸借料の確定による減額でございます。以上でございます。

議長（馬場久雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

続きまして、4項1目社会教育総務費でございます。

1節につきましては、社会教育委員会の実績見込みにより減額いたすものでございます。

8節につきましては、家庭教育事業や青少年教育等の各事業におけます講師謝金、放課後子ども教室指導員等謝金を実績見込みにより減額いたすものでございます。

9節、普通旅費につきましては、学校教育支援事業の研修講師旅費、特別旅費につきましては家庭教育支援事業講師と原阿佐緒賞選考委員等旅費の確定により、それぞれ補正をお願いするものでございます。

11節につきましては、家庭教育事業啓発用チラシ印刷物の実績見込みにより減額いたすものでございます。

12節につきましては、大和っ子未来塾参加者保険料の確定により減額いたすものでございます。

14節につきましては、青少年教育事業等のバス借り上げ等の実績により減額いたすものでございます。

15節につきましては、イノシシによる被害を防止するため宮床宝蔵家紋広場を芝生から砂利敷にする予定でございましたが、宮床向原地区におきまして、宮床宝蔵を含めイノシシ侵入防止柵を周辺に設置いただきましたことにより被害が落ち着いておりますので、一旦今後の状況を見てからの対応といたしたいため、今回減額いたすものでございます。

18節につきましては、業務に使用する携帯電話購入の実績により減額するものです。

19節は、社会教育主事資格取得受講料、ジュニア・リーダー育成の研修会参加負担金の確定により、それぞれ減額いたすものでございます。

続きまして、30ページをお願いいたします。

3目文化財保護費でございます。

4節及び7節につきましては、嘱託文化財調査員の雇用実績見込みにより減額いたすものでございます。

8節につきましては、郷土史講座、文化財巡りの実績により講師謝金を減額するものでございます。

14節につきましては、文化財巡りバス借り上げの確定により減額いたすものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては9団体への補助を予定しておりましたが、7団体への補助金交付となったことによるものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

公民館長阿部昭子さん。

公民館長 （阿部昭子君）

続きまして、4目まほろばホール管理費でございますが、15節につきましては、全ての事業が完了いたしましたので減額をいたすものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 （馬場久雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

続きまして、5目教育ふれあいセンター管理費でございます。

11節、光熱水費につきましては、ふれあいセンターの電気料に不足が見込まれますことから追加をお願いするものでございます。修繕料につきましては、鶴巣教育ふれあいセンター体育館の扉の修繕、敷地内の外灯・照明等の修繕費、合わせまして100万3,000円をお願いいたすものでございます。

13節につきましては、ふれあいセンターに係ります長寿命化計画策定業務の確定により減額いたすものでございます。

14節につきましては、落合教育ふれあいセンター敷地内に残っておりました国有財産赤線を東北財務局から買入れした際の、今までの使用料額の確定により減額いたすものでございます。

15節につきましては、落合教育ふれあいセンター舗装修繕工事、鶴巣教育ふれあいセンターホール天井修繕工事等の実績により減額いたすものでございます。

17節につきましては、落合教育ふれあいセンター敷地内の国有財産赤線の買入れ実績により減額いたすものでございます。

19節につきましては、防火管理者講習会受講料の実績により減額いたすものでございます。

続きまして、5項1目保健体育総務費でございます。

31ページをお願いいたします。

1節につきましては、スポーツ推進審議会の実績見込みにより減額するものでございます。

8節につきましては、スポーツ支援奨励金につきまして不足が見込まれますことか

ら、追加をお願いいたすものでございます。

9節、費用弁償につきましては、スポーツ推進審議会及びスポーツ推進委員会の実績見込み、特別旅費につきましては、スポーツ推進委員研修会東北大会が台風19号により中止となったため、減額いたすものでございます。

11節、食糧費につきましては、宮城ヘルシー大会参加者昼食代の確定によるもの、修繕料は公用車修繕費の実績見込みにより減額いたすものでございます。

13節、業務委託料につきましては、大和町スポーツフェアの実績により減額いたすもの、測量設計等の委託料につきましては、総合運動公園、ダイナヒルズ運動公園の多目的広場の実施設計業務の実績により減額いたすものでございます。

14節につきましては、宮城ヘルシー大会参加選手車借り上げの実績により減額するもの、15節につきましては総合運動公園多目的広場改修工事、総合体育館の消防設備更新工事、換気格子改修工事、ダイナヒルズ野球場整備工事の実績見込額により2,781万3,000円を減額、併せまして総合運動公園多目的広場におきまして、スポーツ少年団より防球ネットの設置につきまして要望がありますことから防球ネット設置工事709万5,000円を新規に計上、増額、減額合わせまして2,071万8,000円を減額いたすものでございます。

なお、防球ネット設置工事につきましては、令和2年度へ繰越しして事業を施行する予定としております。

続きまして、2目広場管理費でございます。

広場管理費につきましては、レクリエーション広場敷地の町有財産貸付収入によります財源の組替えとなります。

続きまして、3目自転車競技場管理費でございます。

13節につきましては、消費税率の改正により自転車競技場の施設管理業務の額が変更となったものでございます。

なお、委託料の財源は、全額県のスポーツ協会からの受託事業収入となっているものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 （櫻井和彦君）

続きまして、4目学校給食センター費でございます。

1節及び9節につきましては、学校給食運営審議会委員の報酬及び費用弁償の確定見込みによりまして減額をするものでございます。

12節につきましては、検便手数料等の確定見込みにより減額をするものです。

13節でございますが、学校施設等長寿命化計画策定業務、空調設備工事設計業務及びボイラー保守点検等の各種施設、備品の保守点検業務委託料等の確定によりまして減額をするものでございます。以上でございます。

議長（馬場久雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長（遠藤秀一君）

続きまして、10款1項1目農業用施設災害復旧費でございます。

32ページをお願いいたします。

15節につきましては、復旧工事費の確定見込みに伴います減額でございます。

19節につきましては、まず負担金につきましては、鶴巣地区の大平、落合、下檜和田地区の排水機場、それと鶴巣鳥屋、落合舞野、同じく落合の下檜和田の揚水機場の5か所の復旧工事、県営事業で実施していただいておりますけれども、その復旧に対する負担金でございます。

続きまして補助金につきましては、強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業については国の補助事業を活用しまして、被災しました農家の農機具、ビニールハウス等の復旧を行うものでございます。農業用共同利用施設災害復旧事業費につきましては、JA新みやぎの鶴巣大崎の穀物倉庫及び鳥屋地区のライスセンターの機械設備等の復旧事業への国の補助事業でございます。

続きまして、被災農家等営農再開緊急対策事業につきましては、自宅で保管しておりました米穀が被災に遭われた農家に対しまして、米穀の被災料を基準反収で算出しまして面積を割り戻しまして、10アール当たり最大10万円を助成する事業でございます。令和2年度の営農再開の土づくりや肥料購入等に対する国の助成事業として実施するものでございます。

次に、県単独の支援事業といたしまして、大豆・水稻次期作付種子購入助成事業でございますけれども、被災によりまして圃場で前年より3割以上の減収となりました農業生産組織に対しまして、種子等の助成を県単独事業として補助を行うものでござ

います。

次に、農業施設等小災害復旧事業につきましては40万以下の農地等の復旧事業でございますけれども、令和2年度の作付再開に向けましていまだ農家のほうから小災害の申請が下りますので、3月補正で9,000万お願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 (馬場久雄君)

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 (江本篤夫君)

続きまして、2項1目道路橋りょう災害復旧費及び2目河川災害復旧費につきましては、財源の調整でございます。

続きまして、3目都市施設災害復旧費でございます。

13節につきましては、都市施設災害査定等に要します測量及び実施設計業務等の額の確定見込みによります減額補正でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 (馬場久雄君)

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 (櫻井和彦君)

続いて、3項1目公立学校施設災害復旧費でございます。現年単独災害復旧費の補正でございます。

13節につきましては、昨年の台風19号で被災しました宮床中学校のり面の保護の除草業務委託、それから測量設計業務の確定によります減額になるものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 (馬場久雄君)

財政課長千坂俊範君。

財政課長 (千坂俊範君)

11款1項1目元金及び33ページの2目利子でございますが、利率見直し方式により

まして借入れをしている町債につきまして、見直しの結果、利率が下がりましたことから調整をいたすものでございます。

一般会計につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議 長 （馬場久雄君）

ここで暫時休憩します。

再開は午後2時15分からといたします。

午後2時02分 休 憩

午後2時16分 再 開

議 長 （馬場久雄君）

それでは再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

それでは、続きまして議案書37ページをお願いいたします。

議案第19号 令和元年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
でございます。

特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,285万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億4,501万6,000円とするものでございます。

事項別明細書の42ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金分の現年度課税分を精査し、調整するものでございます。

3款1項1目保険給付費等交付金につきましては、確定見込みにより普通及び特別交付金をそれぞれ増額するものでございます。

4款1項1目につきましては、基金利子を減額するものでございます。

5款1項1目1節は、保険税軽減分を精査し、減額するものでございます。

2節は人件費調整分でございます。

4節は、財政安定化支援事業分をそれぞれ増額補正するものでございます。

2項1目財政調整基金繰入金につきましても、増額補正するものでございます。

43ページをお願いいたします。

6款1項1目は、前年度からの繰越金を増額するものでございます。

8款1項1目1節は、個人番号システム整備補助金の増額補正をするものでございます。

2目1節は、災害臨時特例交付金を新たに計上するものでございます。

44ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目2節、3節は、人件費調整によるものでございます。

13節は、個人番号システム情報共有化整備の業務委託をするものでございます。

2款1項1目、2目及び4目につきましては、療養給付費等の確定見込みにより財源の調整をするものでございます。

5目審査手数料につきましても、確定見込みにより減額するものでございます。

2項1目及び次のページの2目につきましても、高額療養費の確定見込みにより調整するものでございます。

3款1項から3項につきましては、財政調整をするものでございます。

5款2項1目、特定健診、健康診査等の事業につきましては、7節及び9節につきましては管理栄養士の訪問指導の見込みによりそれぞれ減額し、11節は調整を行い啓発用のチラシ購入の不足分を増額するものです。

13節は、業務委託の見込みにより減額するものでございます。

46ページをお願いいたします。

6款1項1目財政調整基金積立金は、利子相当見込み分を減額するものでございます。

7款1項3目償還金につきましては、平成30年度の保険給付費等の実績見込みによる返金でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

福祉課長吉川裕幸君。

福祉課長（吉川裕幸君）

続きまして、議案書40ページをお願いいたします。あわせまして、別冊の大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第5号）につきましてもご準備をお願いいたします。

議案第20号 令和元年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）でございます。

令和元年度大和町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,635万8,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、41ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細書49ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目介護保険給付費、1節につきましては、現年度分の介護給付費に係ります国庫負担金を追加するものでございます。

2項1目調整交付金、1節につきましては、現年度分の介護給付費に係ります調整交付金を追加するものでございます。

2目地域支援事業交付金、1節につきましては、現年度分の地域支援事業に係ります交付金を減額するものでございます。

4款1項1目介護給付費負担金、1節につきましては、現年度分の介護給付費に係ります社会保険診療報酬支払基金からの交付金を追加するものでございます。

5款1項1目介護給付費負担金、1節につきましては、現年度分の介護給付費に係ります県負担金を追加するものでございます。

5款3項1目地域支援事業交付金、1節につきましては、現年度分の地域支援事業に係ります県補助金を減額するものでございます。

7款1項1目一般会計繰入金につきましては、一般会計からの介護給付費、職員人件費及び地域支援事業費に係ります繰入金を、それぞれ追加及び減額するものでございます。

51ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費、2節につきましては、人件費調整により追加、15節につきましては、グループホームすずらんエアコン更新等の実績見込みにより減額、25節につきましては、財政調整基金への積立金を追加するものでございます。

1款3項1目認定調査等費、12節及び18節につきましては、公用車更新の実績見込みにより減額するものでございます。

19節につきましては、介護保険認定審査会に係ります黒川地域行政事務組合負担金の実績見込みにより減額するものでございます。

1款4項1目計画策定委員会費、13節につきましては、高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定業務の契約に伴います本年度実績見込みにより減額するものでございます。

2款1項1目居宅介護サービス給付等費及び、52ページでございます。

3目居宅介護サービス計画等費の19節につきましては、それぞれのサービス給付等費に要します負担金の本年度実績等から試算しました見込みにより追加をするものでございます。

4款3項3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、2節につきましては、人件費調整により減額、19節につきましては、介護支援専門員研修負担金の実績見込みにより減額するものでございます。

5目認知症総合支援事業費、9節につきましては、認知症支援推進員研修旅費の実績見込みにより減額するものでございます。

4款4項1目任意事業費、8節につきましては、お元気訪問員等謝礼の実績見込みにより減額するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 (馬場久雄君)

財政課長千坂俊範君。

財政課長 (千坂俊範君)

それでは、議案書42ページをお願いいたします。

議案第21号 令和元年度大和町宮床財産区特別会計補正予算(第1号)でございます。

第1条につきましては予算の名称でございますが、第1号の補正でございますので、改元に伴う年表示につきまして、国の取扱いに準じて平成31年度宮床財産区特別会計予算を令和元年度宮床財産区特別会計予算とするものでございます。

第2条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ158万4,000円を減額いたしまして、予算総額を935万4,000円とするものでございます。

予算補正の款項の区分につきましては、43ページの第1表によるものでございます。それでは、別冊の事項別明細書55ページをお願いいたします。

初めに歳入でございます。

1款1項1目財産貸付収入につきましては、貸付面積の過大算定が判明いたしましたことから減額をいたすものでございます。

2目利子及び配当金につきましては、基金から生じた利子の実績により追加いたすものでございます。

2款1項1目財産造成基金繰入金は、歳入歳出見合いにより減額調整をいたすものでございます。

3款1項1目繰越金は、30年度からの実績により追加するものでございます。

56ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

1款1項1目管理会費、9節につきましては、台風の影響で視察研修を中止いたしましたことから、委員の費用弁償及び随員職員の旅費を減額いたすものでございます。

2款1項1目一般管理費、11節につきましては、管理委員の改選による新委員の数が見込みよりも少なかったことから、バッジや作業服等の購入差額を減額いたすものでございます。

23節につきましては、過年度の貸付面積過大算定に係る貸付金の返還金を計上いたすものでございます。

2目財産管理費、15節につきましては、単独の作業道補修工事を今後県補助事業で再検討することといたしましたことから減額をいたすものでございます。

宮床財産区特別会計は以上でございます。

続きまして、議案書44ページをお願いいたします。

議案第22号 令和元年度大和町吉田財産区特別会計補正予算（第2号）でございます。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ509万1,000円を減額いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ1,365万9,000円とするものでございま

す。

予算補正の款項の区分につきましては、45ページ、第1表のとおりでございます。
別冊、事項別明細書58ページをお願いいたします。

初めに、歳入の補正でございます。

1款1項1目総務費県補助金につきましては、県の確定通知によりまして減額をいたすものでございます。

3款1項1目財産造成基金繰入金は、歳入歳出見合いにより減額調整するものでございます。

5款1項1目森林研究・整備機構支出金は、吉田檀ノ下地内で実施いたしました除伐・生物害防除作業等の事業費確定に伴う精算による減額でございます。

59ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

1款1項1目管理会費、9節につきましては、台風の影響で視察研修を中止したため、委員の費用弁償及び随行職員の旅費を減額いたすものでございます。

2款1項1目一般管理費、11節につきましては、管理委員の改選による新委員の数が見込みより少なかったことから、バッジ代等の購入差額を減額いたすものでございます。

2目財産管理費、13節につきましては、直営地の除間伐作業の実績による減額、15節につきましては、作業道補修の事業費確定によりまして減額いたすものでございます。

3目森林研究・整備機構分収造林管理費、13節につきましては、檀ノ下地内の除伐の事業費確定によりまして減額いたすものでございます。

15節につきましては、作業道補修の事業費確定によりまして減額いたすものでございます。

吉田財産区特別会計は以上でございます。

続きまして、議案書46ページをお願いいたします。

議案第23号 令和元年度大和町落合財産区特別会計補正予算（第2号）でございます。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ54万円を減額いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ488万1,000円とするものでございます。

予算補正の款項の区分につきましては、47ページ、第1表のとおりでございます。
別冊の事項別明細書61ページをお願いいたします。

初めに歳入でございます。

1款1項2目利子及び配当金につきましては、基金から生じた利子の実績に合わせて減額をいたすものでございます。

2款1項1目財産造成基金繰入金につきましては、歳入歳出見合いにより減額調整いたすものでございます。

3款1項1目繰越金は、平成30年度からの実績によりまして追加をいたすものでございます。

62ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目管理会費、9節につきましては、台風の影響による視察中止のため、費用弁償及び随行職員の旅費を減額いたすものでございます。

2款1項1目一般管理費、11節につきましては、管理委員の改選による新委員の数が見込みよりも少なかったことから、バッジ代等差額を減額いたすものでございます。

2目財産管理費、7節につきましては、作業の仮払い実績がございませんことから減額をいたすものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長（櫻井和彦君）

議案書48ページをお願い申し上げます。

議案第24号 令和元年度大和町奨学事業特別会計補正予算でございます。

令和元年度大和町の奨学事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、予算の名称でございます。

平成31年度大和町奨学事業特別会計予算は、令和元年5月1日以降、令和元年度大和町奨学事業特別会計予算とするものでございます。

第2条です。歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ410万3,000円を増額しまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ1,168万7,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額

並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるものでございます。

それでは、事項別明細書64ページをお願い申し上げます。

歳入でございます。

3款1項1目につきましては、基金繰入金を減額するものでございます。

4款1項1目1節繰越金につきましては、前年度繰越金を増額するものでございます。

5款2項1目1節、奨学金の貸付金元利収入でございますが、2名の奨学生より繰上償還の申出があったことから現年の分を増額いたしまして、滞納繰越分につきましては納入の実績見込みにより減額をいたすものでございます。

次に、歳出でございます。

1款1項1目事業費でございます。

21節につきましては、諸貸付金の確定によります減額でございます。

2目事務費でございます。

9節につきましては、審議会委員費用弁償の確定見込みによります減額、25節につきましては、奨学事業基金積立金を増額補正するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長（村田良昭君）

続きまして、議案書の50ページをお願いいたします。

議案第25号 令和元年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ374万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,759万6,000円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額は、第1表によるものでございます。

事項別明細書の66ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目特別徴収保険料につきましては見込みにより減額し、2目普通徴収保

険料につきましては、見込額により増額するものでございます。

3款1項1目事務費繰入金につきましては、確定により減額するものでございます。

2目保険基盤安定繰入金につきましては、確定により増額するものでございます。

4款1項1目繰越金につきましては、前年度からの繰越金が確定したことにより増額するものでございます。

5款4項1目受託事業収入につきましては、健診受託事業収入の確定により減額するものでございます。

67ページをお願いします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費、2節は人件費の調整によるもので、13節は健診事業委託費の確定により減額するものでございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、19節につきましては広域連合への納付金の実績見込みにより増額するものでございます。

以上です。よろしくをお願いします。

議長（馬場久雄君）

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長（蜂谷俊一君）

続きまして、議案書52ページをお願いします。事項別明細書については、69ページ以降となります。

議案第26号 令和元年度大和町下水道事業特別会計補正予算（第4号）であります。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,243万6,000円減額し、予算の総額をそれぞれ9億1,163万5,000円とするものであります。

2項としまして、予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額については、53ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条、繰越明許費であります。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は、54ページ第2表によるものでございます。

第3条、地方債の補正であります。

地方債の変更については、55ページ、第3表になります。

54ページをお願いします。

「第2表 繰越明許費」であります。

1款2項下水道建設費、公共下水道整備事業であります。

現在、流域関連公共下水道全体計画及び事業計画の変更業務を行っており、その業務について上位計画との整合を図るため、県及び関連先との協議に不測の日数を要したことによるもの、また総合地震対策に伴いますマンホール浮上防止工事について、国道4号下り線歩道を含みます箇所における工事で、道路管理者と施工方法及び復旧方法の決定及び3月工事の未着手の条件があり、年度内完成が困難となったものであり、委託料及び工事費等合わせまして記載の金額について繰越しをお願いするものであります。

55ページをお願いします。

「第3表 地方債補正」であります。

公共下水道債については、補助事業によるマンホール浮上防止工事などの実績見込みに伴う減額を、台風19号に伴う浸水被害を受けたマンホールポンプ場2か所の災害査定終了に伴い、国庫補助金3分の2を除きます額についての増額を、また大衡村管理の同じく災害復旧への負担金として、国庫補助金を除いた単独分の2分の1についての増額でいずれも額確定見込みに伴うもので、補正前2,660万円を3,220万円に、流域下水道債については、県吉田川流域公共下水道事業における下水道負担金の額確定に伴うもので、補正前2,520万円を2,410万円に、補正前合計5,180万円を450万円増額し補正後合計5,630万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりであります。

事項別明細書70ページをお願いします。

歳入であります。

1款分担金及び負担金、1項1目3節については、小鶴沢北目ルート維持管理保全業務の額確定見込みにより宮城県環境事業公社からの負担金について減額するもの。

3款国庫支出金、1項1目下水道費国庫補助金につきましては、台風19号により被災しましたマンホールポンプ場の国庫補助金補助額の額確定見込みに伴い増額を、4款繰入金、1項1目一般会計繰入金については、下水道の一般管理費の額確定見込みに伴うもの及び補助事業及び台風19号災害の復旧費の国庫補助金のほか起債を充てることなどによります減額を行うもの。

6款諸収入、2項1目雑入については実績見合いにより減額をお願いするもの。

7款町債、1項1目下水道債、1節につきましては、災害復旧のための起債増額を、

3節につきましては県下水道負担金の額確定見込みにより減額を行うものであります。
71ページでございます。

歳出であります。

1款土木費、1項1目一般管理費、3節については、災害査定準備等による時間外手当をお願いするもの、11節の印刷製本費及び修繕料については実績見込みによる減額を、13節についても入札差金などによる減額を、15節につきましては、本年度予定をしておりました鶴巣太田小鶴沢幹線管渠工事についてご負担をお願いしておりました宮城県環境事業公社との協議が調わなかったため、減額補正をお願いするものであります。

19節につきましては、県吉田川流域下水道維持管理運営費で実績見込みに伴う減額補正を、2項下水道建設費、1目建設費、3節については、査定準備等の時間外であります。

15節については、マンホール浮上防止工事及び災害復旧費の契約差金等実績見込みにより減額補正を、19節につきましては大衡村管理のマンホールポンプ場の復旧工事の負担金を増額し、県の吉田川流域下水道の建設負担金については、額確定見込みにより減額補正をお願いするものであり、差引き不足します額についてお願いするものであります。

続きまして、2款公債費、1項1目元金、同じく72ページ、2目利子の23節については、額確定に伴います減額補正をお願いするものであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

続きまして、議案書56ページをお願いします。事項別明細書については、75ページ以降となります。

議案第27号 令和元年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）であります。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ172万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,095万3,000円とするものであります。

2項といたしまして、予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額については、57ページ、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

事項別明細書76ページをお願いします。

歳入であります。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金については、施設の管理費、起債元金及び利

子など額確定見込みによります減額補正をお願いするもの。

続きまして、歳出であります。

1 款農業集落排水事業費、1 項 1 目一般管理費で、11 節は実績見込みに伴います減額補正を、13 節についても処理場の汚泥処理業務、電気工作物保安管理業務など実績見込みに伴います減額補正をお願いするものであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

続きまして、議案書58ページをお願いします。事項別明細書については、77ページ以降となります。

議案第28号 令和元年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）であります。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ429万円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,542万8,000円とするものであります。

2 項といたしまして、予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額については、59ページ、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

事項別明細書78ページをお願いします。

歳入であります。

3 款国庫支出金、1 項 1 目合併処理浄化槽事業費国庫補助金については実績見込みに伴います減額補正を、4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金についても、歳出見合によります減額補正をお願いするものであります。

79ページになります。

歳出であります。

1 款合併処理浄化槽費、1 項 1 目一般管理費の13節については、浄化槽の保守、清掃業務等の実績見込みに伴います減額補正を、2 項 1 目合併処理浄化槽建設費の19節の補助金について、吉岡西部地区内における設置工事に対する補助金で、5 人槽 1 基の実績に伴い減額補正を行うものであります。

続きまして、2 款公債費、1 項 2 目利子の23節につきましては、実績見込みによります減額補正をお願いするものであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

続きまして、議案書60ページをお願いします。事項別明細書については、80ページ以降となります。

議案第29号 令和元年度大和町水道事業会計補正予算（第4号）であります。

第1条、総則です。

令和元年度大和町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものであります。

第2条、収益的収入及び支出であります。

令和元年度大和町水道事業会計予算第3条に定めた予定額の支出について、次のとおり補正するものであります。

1 款水道事業費用に41万8,000円を追加し9億8,408万6,000円に、同じく1項営業費用にも同額を追加し、9億6,560万8,000円とするものであります。

次に、3条、資本的収入及び支出であります。

予算第4条本文括弧書き中「2億6,976万6,000円」を「2億6,493万3,000円」に、過年度分損益勘定留保資金「2億6,976万6,000円」を「2億6,493万3,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。

1 款資本的収入5,832万7,000円に284万2,000円を追加し6,116万9,000円に、同じく2項負担金にも同額を追加し、4,473万2,000円とするものであります。

支出であります。

1 款資本的支出については199万1,000円を減額し3億2,610万2,000円とし、1項建設改良費についても同額を減額し2億5,075万円とするものであります。

続きまして、61ページであります。

第4条、議会の議決を経なければ流用することができない経費であります。

予算第5条に定めた経費、職員給与費の金額を4,745万8,000円に改めるものでございます。

事項別明細書81ページをお願いします。

令和元年度大和町水道事業会計補正予算内訳書であります。

収益的収入及び支出の支出になります。

1 款水道事業費用、1項営業費用、1目浄配水費、節の給料、手当、いずれも人件費の調整によるものであります。

なお、手当等については、漏水等緊急対応等の時間外等手当となるものであります。

続きまして、資本的収入及び支出の収入であります。

1 款資本的収入、2項負担金、1目工事負担金であります。

落合地区の子育て支援住宅整備に伴います負担金及び同じく住宅整備に伴う消火栓設置工事負担金等額確定見込みによる減額補正を、また現在、宮城県が実施しており

ます吉田川床上浸水対策特別緊急事業に伴い、都市建設課において高田中央橋延長工事を行っております。橋梁には、口径200ミリの水道本管を添架しております。橋梁延長に伴い地下埋設部分について新たに橋梁へ添架することとなるもので、今般事業主体であります宮城県と補償等について協議が調ったことにより、その工事に対する負担金の増額を、額確定見込みによる減額と新たな負担金との差額増額分について補正をお願いするものであります。

続きまして、支出であります。

1款1項建設改良費、4目営業設備費の自動車費であります。

本年度当初予算でご可決を頂き購入事務を行ったものでありますが、見積りを依頼しました3社全て年度内納期ができないとのことで辞退されたところでございます。そのほかの車両販売業者等にも聞き取りを行ったものの、1年以上かかる話を頂いており、納期時期が見えない状況となったところでございます。課内においては、冬季期間の取り回しや水質検体の容器の運搬などの条件などから、購入車両の再検討及び納期の状況等の把握を行ってまいりました。しかし、状況の変化はなく、納期等についてはいまだに1年を超える状況となっております。

以上のことから、自動車費については減額をお願いするものであります。

なお、令和2年度当初に改めまして、別車両となりますが、ご予算をお願いする予定としておりますので、よろしくお祈いします。

以上となります。よろしくお祈いします。

議 長 (馬場久雄君)

これで説明を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、3月2日の午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後2時58分 延 会